

令和7年第4回定例会審議予定表

会期日程（会期3日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第 1 日 本 会 議	1 2 月 1 0 日	水	午前 1 0 時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・委員長報告・議案上程・請願について・提案理由の説明・議案審議・討論・採決
第 2 日 本 会 議	1 2 月 1 1 日	木	午前 1 0 時	一般質問・議案審議・討論・採決
第 3 日 本 会 議	1 2 月 1 2 日	金	午前 1 0 時	議案審議・討論・採決・閉会

令和7年第4回五木村議会定例会

目 次

第1号(12月10日)		頁
1. 議事日程	3
2. 出席議員	3
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職氏名	4
5. 事務局職員の職氏名	4
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
7. 日程第2 会期の決定	5
8. 日程第3 諸般の報告	6
9. 日程第4 委員会報告	12
10. 日程第5 請願第2号 大通りトンネル建設の請願について	14
11. 日程第6 議案第52号 五木村空き家等対策の推進に関する条例の制定について	15
12. 日程第7 議案第53号 五木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	15
13. 日程第8 議案第54号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	15
14. 日程第9 議案第55号 令和7年度五木村一般会計補正予算(第3号)	15
15. 日程第10 議案第56号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	15
16. 日程第11 議案第57号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算(第2号)	15
17. 日程第12 議案第58号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	15
18. 日程第13 議案第59号 令和7年度五木村墓地公園特別会計補正予算(第1号)	15
19. 日程第14 議案第60号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算(第2号)	15
20. 日程第15 質疑	29
21. 散 会	48

第2号（12月11日）

1. 議事日程	51
2. 出席議員	51
3. 欠席議員	51
4. 説明のため出席した者の職氏名	51
5. 事務局職員の職氏名	52
6. 日程第1 一般質問	53
(1) 中村弘信	53
(2) 黒木一秀	56
(3) 園田 久	72
(4) 豊永勝彦	82
(5) 中村俊也	91
(6) 早田吉臣	102
7. 日程第2 討論	113
8. 日程第3 採決	115
9. 日程第4 議員派遣について	116
10. 日程第5 閉会中の継続審査・調査について	116
11. 閉 会	117

第4回五木村議会定例会会議録

令和7年12月10日（水）開会

（第1日）

五木村議会

令和7年第4回五木村議会定例会（第1号）

令和7年12月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員会報告
- 日程第5 請願第2号 大通りトンネル建設の請願について
- 日程第6 議案第52号 五木村空き家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 五木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第54号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第9 議案第55号 令和7年度五木村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第56号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第57号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第58号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第59号 令和7年度五木村墓地公園特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 質疑
- 日程第16 討論
- 日程第17 採決
- 日程第18 議員派遣について
- 日程第19 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 田 山 淳 士 君
- 2番 黒 木 一 秀 君
- 3番 西 村 久 徳 君
- 4番 中 村 弘 信 君

- 5番 園 田 久 君
- 6番 中 村 俊 也 君
- 7番 豊 永 勝 彦 君
- 8番 早 田 吉 臣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 山 下 俊 彦 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 大 岩 留 美 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君
- 会計管理者 大 岩 留 美 君 (兼務)
- 教 育 長 西 龍三郎 君
- 教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(1名)

- 議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまの出席議員は8名であります。五木村議会の議員定数は8名であります。したがって、ただいまの出席議員は、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

これより、令和7年第4回五木村議会定例会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早田吉臣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番 黒木一秀議員、3番 西村久徳議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（早田吉臣君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、中村委員長。

○6番（中村俊也君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る12月3日火曜日午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。今回の12月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明を受けております。

執行部の提出案件につきましては、条例の制定2件、条例の一部改正1件、補正予算6件の計9件でございます。

令和7年9月定例会に付託されておりました令和6年度歳入歳出決算認定については、本議会にて決算認定審査特別委員長から報告をいただき、御審議いただきたいと決定をしております。また、川辺川ダム対策再建特別委員会に付託されておりました住民投票条例の設置を求める要望についても、本議会にて川辺川ダム対策再建特別委員長からの報告の後、御審議いただきたいと併せて決定をしております。

次に、村内の住民から、大通りトンネル建設の請願が出ております。この件は、今定例会に設置される予定の請願調査特別委員会に付託をすることで議会運営委員会では決定をしております。

一般質問につきましては、6名の方から通告書が提出をされております。第2日

目の12月11日を予定しております。また、議会の申し合わせにより、質問時間が最長90分となっております。また、一般質問に関しては議員必携の発言のことが載っておりますが、議会の一般質問、議会のルールとして議員皆さんの節度あることをよろしくお願いを申し上げまして、なお、質問及び答弁については、再度、簡潔明瞭に、私からも強くお願いをしたいと思います。

以上の案件を議会運営委員会で検討をした結果、お手元に配付して諸般の報告、委員会報告の審議の後、請願についての特別委員会の設置、議案の上程に伴う提案理由及び議案内容の説明、議案審議、討論、採決を予定しております。第2日目の12月11日は、一般質問、議案審議、討論、採決を予定、第3日の12月12日は、議案審議、討論、採決、閉会という3日間の会期で当委員会では決定をしております。

以上の決定については、議会運営委員会で決定をしたとおりに取り計らいいただきますように、議長に報告いたします。

以上です。

○議長（早田吉臣君） お諮りします。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、会期は本日12月10日から12月12日までの3日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（早田吉臣君） 日程第3 諸般の報告を行います。

例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。7番、豊永監査委員。

○7番（豊永勝彦君） おはようございます。例月監査の報告をいたします。

まず、一般会計及び特別会計です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

- 1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金の出納及び保管。
- 2、検査現在期日、令和7年10月末日。

3、検査実施日、令和7年11月21日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は、別紙のとおりで預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符合をし、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は、歳計現金1億3,157万133円、一時借入金4億円、基金26億4,683万5,584円、歳計外現金5,298万9,604円、現金現在高28億3,139万5,321円でございます。

次のページに令和7年度収支計算書、さらにその次に歳計内現金管理状況の資料があります。また、次のページには基金の保管状況調があります。保管状況は最終的に合計額を申し上げますが、26億4,683万5,584円でございます。

それから、次のページに令和7年10月中の基金増減の明細が付いております。御覧いただきたいと思っております。さらに、その次のページには、令和7年10月分の歳入歳出外現金保管状況調があります。これも合計額を申し上げますが、10月末現在で5,298万9,604円でございます。

それと、最後の2ページに9月と10月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので、御覧ください。

次に、公営企業会計の簡易水道事業です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

簡易水道事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和7年10月末日。

3、検査実施日、令和7年11月21日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合

した結果、すべて符合し誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現預金現在高は、歳計現金7万2,107円、一時借入金ゼロ。基金ゼロ、預金残高1,658万164円、現預金現在高1,665万2,271円でございます。

次のページに五木村簡易水道事業会計収支表、さらに、その次に現預金残高表があります。

それと、最後の2ページに、9月と10月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので、御覧ください。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

農業集落排水事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和7年10月末日。

3、検査実施日、令和7年11月21日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、すべて符合し誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、検査現在期日における現預金現在高は、歳計現3万5,300円、一時借入金ゼロ、基金ゼロ、預金残高962万6,027円、現預金現在高966万1,327円でございます。

また、次のページに五木村農業集落排水事業会計収支表、さらに、その次に現預金残高表があります。

それと、最後の2ページに、9月と10月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので、御覧ください。

以上で報告を終わります。

次に、定期監査の報告をいたします。

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

令和7年度定期監査報告書

地方公営企業法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1、監査の概要

1、監査期日、令和7年11月12日。

2、監査対象、決算書「財産に関する調書」について

(1) 村有林の蓄材量の算定について

(2) 各課保管の備品台帳の確認

3、監査基準、地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。

4、実施要領、産業振興課より村有林の材積量の算定方法を聞き取り調査。各課より提出されている備品台帳を確認し、抽出された備品の保管状況を確認した。

第2、監査の結果

1、村有林の推計蓄積量について

決算書に記載している村有林の推計蓄積量は、球磨川流域森林計画にある収穫表にある1ヘクタール当たりの材積に面積を乗じた数量である。令和4年度の決算書の推定量が謝った理由は面積を誤って入力したためであった。

2、備品台帳の整備状況

令和7年度備品台帳のネットワーク化を実施している。監査時点まで全部の課が対応はできていなかった。エクセルにて記録してある一部台帳に、処分品の未掲載など記入確認不足があった。監査委員が抽出して、存在やその用途を確認した備品はすべて適正に管理されていた。

所見

村有林は村の重要な財産であり、その管理は慎重かつ適切に行われ続けなければならない。令和4年の決算書にて誤った数値を記載したことは村有財産管理に疑念を生じかねない問題である。今回の反省を踏まえ、今後は複数人による確認を徹底すること。

備品台帳は現在各課ごとに管理しているが、令和7年度中に行われるネットワーク化では遺漏なく、かつ正確に移行をお願いしたい。特に備品状況、保管場所は確実に記載すること。加えて台帳と備品シールの番号を正確に突合させること。また、備品の基準は財務規則にあるが各課基準がまちまちである。台帳に記載する備品基準は金額や耐久性などを考慮し、全課統一した運用を図ること。

次のページ以降に、令和7年度の定期監査報告書を添付しております。監査結果及び監査調書、監査状況、写真等でございます。後ほど御覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。5番、園田議員。

○5番（園田久君） それでは、報告いたします。

令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告書。

令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和7年11月27日木曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、7番、吉田眞二議員（錦町）、8番、前田文議員（多良木長）が指名されました。

日程第2、会期の決定では、中村龍喜議会運営委員会委員長（山江村）報告の後、会期を11月27日に開会し、翌28日から12月23日までを休会、12月24日を閉会とする28日間に決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和7年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について（継続）では、令和6年度決算特別委員会委員長報告を受け、質疑、採決を行い、全会一致で認定となりました。決算の認定に関する令和6年度決算特別委員会による審査がすべて終了し、議長から解散の宣言がなされました。

日程第5、議案第12号、人吉球磨広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第13号、人吉球磨広域行政組合葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第7、議案第14号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。

日程第8、議案第15号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

この4件の提案理由を一括して理事会代表理事から説明を受けました。

続けて、議案第12号から議案第14号の3件について、事務局長から補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、3件とも原案のとおり可決いたしました。

以上で、定例会1日目の審議を終了し、散会しました。

なお、一般質問及び議案第15号の採決は、閉会日の12月24日に行います。

以上、令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について御報告いたします。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 次に、行政報告をお願いします。木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。

本日、令和7年第4回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、全議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、10月20日の臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

11月22日に、宮園地区において、国道445号道路改良及び川辺川河川整備に関する県説明会が開催されました。

10月28日から31日まで、県町村会の海外研修で台湾を訪問し、経済・文化・人的な交流を深めてまいりました。

11月5日、上京し、「安全・安心の道づくりを求める全国大会」に出席いたしました。

11月8日、9日、五木村役場前駐車場をメイン会場として、毎年恒例の「五木の子守唄祭り」が開催されました。伝統芸能や高校生などによる演目が披露され、9日は降雨にもかかわらず、両日とも大変多くの来場者で賑わいを見せておりました。

11月10日から14日まで上京し、「災害復旧促進全国大会」、「治水事業促進全国大会」、「全国治水砂防促進大会」、「国保制度改善強化全国大会」に出席し、球磨郡町村会の主軸事業要望活動として、12日に関係省庁へ、13日に県選出の国会議員へ要望してまいりました。また、14日には四期成会の合同要望活動として、関係省庁及び県選出国会議員へ要望してまいりました。

11月17日から21日まで上京し、「全国過疎地域連盟総会」、「県町村会トップセミナー」、「全国町村長大会」、「全国防災・危機管理トップセミナー」、「全国山村振興法連盟総会」、「全国簡易水道整備促進全国大会」、に出席してまいりました。

また、18日には、当議会に設置をいただいております川辺川ダム対策再建特別委員会全議員の皆様と同行し、金子国土交通大臣をはじめとする地元選出国会議員及び国土交通省へ五木村振興の要望に行ってまいりました。

11月22日、五木村消防団と熊本県防災消防航空隊との合同訓練が実施されました。5年に一度実施される合同訓練として、防災ヘリでの避難者救助訓練、及び消防団が防災ヘリに給水訓練を行う火災対応訓練が行われました。

12月5日、お出かけ知事室が開催され、知事と対話された10名を含む65名に参加をいただき、五木村の未来などを語り合う、よい機会となりました。

以上、行政報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第4 委員会報告

○議長（早田吉臣君） 日程第4 委員会報告を求めます。川辺川ダム対策再建特別委員会の報告を求めます。1番、田山委員長。

○1番（田山淳士君） それでは、川辺川ダム対策再建特別委員会の報告をいたします。
五木村議会議長 早田吉臣様

令和7年12月10日

五木村議会川辺川ダム対策再建特別委員会委員長 田山淳士
委員会調査報告について

調査事件について、調査結果を次のとおり、会議規則第72条の規定により報告します。

これは、全議員が委員ですので、主にまとめのところが報告に代えたいと思います。

調査の経過ですが、期日は、令和7年9月24日、10月27日、二日間であります。

出席されたのは、全議員と事務局長です。合計9名です。

これは、調査の経過だけは報告しておきたいと思いますが、令和7年8月27日付けで提出された流水型ダム賛否を問う住民投票条例の制定についてということで村民の方より出ておりましたが、これの審査を行いました。

最後に、まとめのほうを報告に代えたいと思います。

7番、まとめ。特別委員会は、本要望を不採択と決定した。五木村は昭和41年7月の川辺川ダム建設計画発表以来、59年の長きにわたりダム問題に翻弄され、五木村議会もまた下流域の生命と財産を守るため、昭和57年10月20日にダム反対決議を解除し、苦渋の決断として平成8年10月にダム建設に同意した経緯がある。本委員会は、この過去の経緯を踏まえつつ、議論を行った。平成8年のダム建設同意以降、現在までダムを巡る環境はめまぐるしく変化したが、本委員会は川辺川ダムの形状が流水型ダムに変更されたとしても、平成8年のダム建設同意は議会の意思として今も継続していると考えます。このため、議会が条例を定めて改めて村民に川辺川ダムの建設の是非を問うことは平成8年のダム建設同意と相いれないと判断した。し

かし、要望にあるように、流水型ダムに対する住民の合意形成に向けて、村長は住民説明会など様々な機会を設けて丁寧に説明する責任があると本委員会も考える。よって、議会は村執行部により、厳しくその責任を果たすよう意見していくべきである。

以上、委員会の報告とします。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ただいまの委員長報告について、全議員参加の特別委員会で質疑と討論は終了していますので、質疑及び討論は省略し、採決を行います。

先ほどの委員長報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、要望第1号は不採択と決定しました。

続きまして、決算認定審査特別委員会の報告を求めます。1番、田山委員長。

○1番（田山淳士君） それでは、決算委員会の報告をいたしたいと思います。

五木村議会議長 早田吉臣様。

五木村議会決算認定審査特別委員会委員長、田山淳士
委員会審査報告について

本委員会に付託された審査事件について審査の結果を会議規則第72条の規定により報告いたします。

これも、全議員が出席されておりますので、簡単にまとめだけ説明したいと思います。

出席者は全議員です。それと、説明された執行部の方は全課長出席されております。

そこで、3ページの最後のほうに書いてあります重要なところだけ説明しておきたいと思います。

令和6年度の決算に対する意見をもとにした下記の事項により、令和8年度予算を編成してほしい。加えて、予算編成に際しては、村民の生活の向上を最優先事項として位置づけるべきであるが、予算規模が拡大している現状を鑑みると、実施される事業一つ一つの効果と成果を可視化したうえで、さらなる住民の生活が向上するように工夫した予算を編成するよう切望し、令和6年度一般会計決算書及び各特別会計決算書、企業会計決算書を認定する。

記

1. ひかり輝く新たな五木村振興計画の実施に伴い、実施した五木村振興事業の効果及び成果を十分に検討し、費用対効果を高める努力を行うこと。また、新規に行う振興事業は村民の生活の向上を最優先事項として行うこと。

2. 今後ますます厳しい財政状況が予想されるが、五木村振興に必要な予算は巨額であり、その財源確保と財政運営の基金確保が最大の問題となる。期間が10年以上の財政計画と公共施設管理計画を早期に策定し、五木村振興基金終了後の財政運営に支障のないよう努めること。

3. 各種団体に対する補助金等は、各種団体の事業内容・活動を詳細に把握した上で、予算に対して繰越金等が多額と思われる団体には支給の休止を含めて慎重に検討すること。

4. 財政の管理は、それらの財産の効果を高めるため慎重に管理し、有効活用に努めること。

5. 特別会計や企業会計においても、それぞれの基金の状況を踏まえ、更新・維持管理等の将来必要となると考えられる財源を、国・県と協議し、確保に努めること。

以上で報告を終わります。

○議長（早田吉臣君） ただいまの委員長報告について、全議員参加の特別委員会で質疑と討論は終了していますので、質疑及び討論は省略し、採決を行います。

先ほどの委員長報告のとおり、決算を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、令和6年度決算は認定されました。

-----○-----

日程第5 請願第2号 大通りトンネル建設の請願について

○議長（早田吉臣君） 日程第5 請願についてを議題とします。

先ほど、議会運営委員長の報告にありましたとおり、本請願については、紹介議員を除く6名の議員による請願調査特別委員会を設置し、閉会中の継続審議としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、請願については、請願調査特別委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

正副委員長の選考を行った結果、委員長に6番、中村俊也議員、副委員長に7番、

豊永議員が選出されました。つきましては、6番、中村俊也議員を委員長に、7番、豊永議員を副委員長に決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、委員長に6番、中村俊也議員を委員長に、7番、豊永議員を副委員長にそれぞれ決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第52号 五木村空き家等対策の推進に関する条例の制定について

日程第7 議案第53号 五木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第54号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第9 議案第55号 令和7年度五木村一般会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第56号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第57号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第58号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第59号 令和7年度五木村墓地公園特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第60号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早田吉臣君） 日程第6 議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（木野徹也君） 議案名を朗読いたします。

日程第6、議案第52号、五木村空き家等対策の推進に関する条例の制定について、日程第7、議案第53号、五木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第8、議案第54号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、日程第9、議案第55号、令和7年度五木村一般会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第56号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第57号、令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第58号、令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第59号、令和7年度五木村墓地公園特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第60号、令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）。

以上です。

○議長（早田吉臣君） これより提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） それでは、提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、条例の制定案件2件、条例等の一部改正案件1件、補正予算案件6件の計9議案であります。

議案第52号、五木村空き家等対策の推進に関する条例の制定については、空き家等の適切な管理を図り、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものであります。

議案第53号、五木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、乳児等通園支援事業が創設され、本事業を実施するためには各自自治体において設備や運営に関する基準を条例で定める必要があることから、条例を制定するものであります。

議案第54号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の変更を行うもので、地方自治法の規定に基づき、構成市町村の議会の同文議決をお願いするものであります。

議案第55号、五木村一般会計補正予算（第3号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ3,494万1,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を42億249万6,000円とするものであります。

主な歳出は、地方バス運行等特別対策補助金や障害福祉サービス等給付に要する経費などを計上しております。なお、事業費の確定等に伴う執行残については、全款にわたり減額しております。

議案第56号、五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ409万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を1億4,159万6,000円とするものであります。

主な歳出は、国保システム改修業務に係る委託料を計上しております。

議案第57号、五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ251万9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの総額を2億2,480万8,000円とするものであります。

事業費の確定に伴い、施設介護サービス給付負担金等を減額しております。

議案第58号、五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ208万7,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を3,794万円とするものであります。

後期高齢者システム改修業務に係る委託料を計上しております。

議案第59号、五木村墓地公園特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を47万9,000円とするものであ

ります。

主な歳出は、基金積立金について増額しております。

議案第60号、五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ1,000万5,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を5,423万6,000円とするものであります。

主な歳出は、ケーブル施設等の修繕料を増額しております。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） ここで暫時休憩します。11時まで。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第52号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） おはようございます。それでは、議案第52号について説明をさせていただきます。

議案第52号、五木村空き家等対策の推進に関する条例の制定について。

五木村空き家等対策の推進に関する条例を、次のように定める。

まず、第1条ですが、目的を掲載しております。第1条、この条例は空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、五木村の空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定め、もって村民等の生命、身体、または財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、安全・安心な村づくりの推進に寄与することを目的としております。

第2条は、定義としまして用語の意義を掲載させていただいております。空き家等について、あと、所有者等、村民等、特定空き家等、管理不全空き家等の意義について掲載をさせていただいておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

次のページ、第4条には村の責務、第5条には所有者の責務、第6条には村民等の役割、第7条には事業者の役割、第8条につきましては、特定空き家等または管理不全空き家等の認定について掲載をさせていただいているところでございます。

また、10条等には緊急安全措置としまして、村民等や公共施設等に危険が及ぶような状態の空き家等については、最終的には通知のほうを出しながら所有者と協議

しながら行政代執行を執り行うような内容を掲載しているところでございます。

最後の提案理由のほうを御覧いただければと思います。

提案理由、法に定めるもののほか、空き家等の適切な管理を図り、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため条例を制定する必要があるということで、今回、この条例案を提出させていただいているところでございます。

また、ダム対策課のほうから、こちらのA3版の今回の議案第52号の資料のほうを御覧いただければと思います。

こちらの議案第52号、五木村空き家等対策の推進に関する条例の制定についてということで、1で背景、目的を書かせていただいております。こちらは、先ほど目的のほうでも御紹介しましたが、空き家等対策の推進に関する特別措置法という国の法律が制定されているところでございます。これに基づきまして、村では令和6年3月に、五木村空き家等対策計画というものを策定させていただいたところでございます。

それによりますと、村内に、令和5年度現在でございますけれども、150戸の空き家が存在し、そのうち、居住に適さない、または居住に多くに修繕が必要というCランクの空き家のほうが65戸、倒壊または倒壊のおそれがあるDランクの空き家が34戸、それぞれ村内に存在してございます。

人口減少や高齢化の進展等により、今後さらなる空き家の増加が予想されるため、計画に基づき空き家の発生抑制のほか、適正管理、利活用の促進、管理不全空き家等の解消と総合的かつ計画的な対策を推進していく必要がありますので、今回、条例のほうを上程させていただいたところでございます。

ひかり輝く新たな五木村振興計画の中においても、空き家の除去及び利活用を促す支援策を制定し、普及啓発を行うこととしておりまして、村民の生命、身体または財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図って、安全・安心な村づくりの実現に寄与することを目的としまして、今回、条例を制定させていただいているところでございます。

また、空き家の除去につきましては、この条例の制定後、議会の皆様に御協議をさせていただきながら、令和8年度から取り組めるよう制度設計を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第53号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。

議案第53号について説明をさせていただきます。五木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

五木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、次のように定める。

まず、第1条の趣旨でございますが、この条例は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し、必要な事項を定めるものでございます。

提案理由でございますが、最後のページの1つ前のページを御覧ください。一番下のほうにございますけれども、提案理由について、読み上げをさせていただきます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、保育所を利用していないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもが保護者の就労状況にかかわらず、保育所を利用できる乳児等通園支援事業、最後のページでございますが、通称（こども誰でも通園制度）が創設をされました。この事業を実施するに当たり、国が定める設備や運営に関する基準を踏まえ、各自治体において設備や運営に関する基準を条例で定める必要がございます。これが、条例案を提出する理由でございます。

制度の内容につきましては、保健福祉課資料により説明をさせていただきます。保健福祉課資料1ページ目を御覧ください。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要でございます。この表は、現在、保育所や幼稚園を利用するに当たり、利用可能な要件を実施してございます。

まず、保育所、認定こども園等の水色の部分を御覧ください。保育所や認定こども園を利用するに当たりましての条件でございます。保育所の入所の条件は、保護者が就労していることが条件となっております。五木村には保育所しかございませんので、現状では保育所を利用する場合、保護者が就労していることが子どもの入所できる条件となっておりますところでございます。このたび、こども誰でも通園制度の制定により、保護者が就労していなくても、ゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを、月一定時間まで利用することができるようになるものでございます。

また、緑色の部分でございますが、五木村には幼稚園はございませんが、幼稚園を利用する場合、現状ではゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもは利用できないこととなっておりますが、今後は、設備の基準を満たしていれば乳児等も利用できることとなっております。この制度が、こども誰でも通園制度ということでございます。

これまでの経緯につきまして、一番下に記載しておりますけれども、令和6年度、7年度では、各自治体の判断においてこども誰でも通園制度を実施されておりますが、令和8年度より、法律に基づく新たな制度として全自治体で実施することになります。地域での必要な保育の提供体制を確保し、すべての子どもの育ちと子育て

を支援していく社会へとなるため、本村におきましても、こども誰でも通園制度の4月からの施行に向けて設備及び運営に関する条例を制定するものでございます。

条例の詳細な中身につきましては、設備の基準や運営基準の記載でございますので、詳細な部分までの説明は割愛をさせていただきます。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 議案第54号から議案第55号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第54号と、続けて議案第55号まで説明を申し上げます。

まず、議案第54号です。熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するというので、説明は後から申し上げます。

施行期日でございますけども、令和8年4月1日から施行する。

一番下の提案理由です。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

総務課の資料、横版の表題部分に総務課と書いてある資料を御覧いただければと思います。1ページが一番下に、提出議案の概要ということで、議案第54号でございます。内容についてですけど、菊池市が組合の共同処理する事務、括弧書きを読みますが、交通事故災害見舞金に関する事務から脱会することによりまして団体数が1つ減るという規約を変更するものでございます。県下の団体数が現在34あるんですが、それが33になりますよという、先ほど広域行政組合にも上程されておりましたが、同じ内容で、同文議決を申しますけども、県下一斉にこれを議会に諮るということです。

先ほど、括弧書きの交通事故というのは、星印で書いておりますけども、交通事故見舞金に関する事務とはと書いております。組合員、私たちですね、家族を含みますが、交通事故に遭ってけがをした場合、この共済組合が、その職員に代わって第三者、加害者に損害賠償の請求をやるという事務でございます。

以上が、議案第54号の説明でございました。

続きまして、予算になります。

議案第55号、令和7年度五木村一般会計補正予算（第3号）でございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページになりますが、令和7年度五木村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,494万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億249万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

一番下です。(地方債)

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページ、2ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算補正です。まず歳入のほうです。補正予算額のみ申し上げます。村税の村民税、軽自動車税合わせまして568万2,000円、地方譲与税の森林環境譲与税で減額の200万円、国庫支出金の国庫負担金、国庫補助金、合わせまして190万3,000円、県支出金の県負担金、県補助金、合わせまして減額の577万円です。その下の財産収入が、財産運用収入と財産売払収入、合わせまして264万4,000円です。寄附金が減額の2,100万円です。その下、繰入金が減額の1,599万9,000円です。

3ページに移ります。諸収入の雑入です、69万9,000円です。一番最後、村債になります。減額の110万円です。歳入合計が補正前の額が42億3,743万7,000円、今回の補正額が減額の3,494万1,000円、合計しまして42億249万6,000円となります。

次の4ページをお願いします。歳出になります。こちらも補正予算額のみ申し上げます。総務費の総務管理費から選挙費まで、合わせまして減額の568万4,000円です。その下、民生費が社会福祉費、児童福祉費、合わせまして8769万5,000円です。次に、衛生費の保健衛生費で減額の14万9,000円です。農林水産業費の農業費と林業費、合わせまして減額の2,127万8,000円です。その下が商工費になります、減額の1,858万8,000円。次に土木費、道路橋梁費と住宅費、合わせまして減額の590万2,000円です。

4ページからちょっと続くんですが、消防費です、5ページの一番上になりますが、160万円です。次に教育費で、教育総務費から歴史文化交流館費まで、合わせまして629万5,000円です。歳出合計が、補正前の額が42億3,743万7,000円、補正額が3,494万1,000円の減額、合わせまして42億249万6,000円になります。

次のページ、6ページになりますが地方債補正です。減額の部分だけ申し上げます。過疎対策事業債になります。減額の112万円です。すべての起債を合計しますと、補正前の額が2億8,840万円、今回が減額の110万円、合わせまして2億8,730万円となります。

続きまして、事項別明細に移りますが、15ページをお願いします、歳出になります。総務費の一般管理費で会計年度任用職員報酬から、一番下の繰出金になります

が、合計して減額の153万3,000円となります。その下、財政調整基金がふるさと寄附金積立金から公共施設整備基金、実施の積立金です、減額の1,551万5,000円です。

次のページをお願いします。16ページになります。総務費の生活交通対策費、一番上ですけど、地方バス運行等特別対策補助金、いわゆる産交バスさんに出す補助金です、1,322万4,000円。16ページの一番下をお願いします、総務費の戸籍住民登録費が委託料と備品購入になりますけども、合わせまして263万8,000円です。

続きまして、17ページです。総務費の選挙費ですが、村議会議員選挙費で選挙管理委員報酬から、最後の選挙運動用ポスター公費負担金まで、合わせまして減額の580万円でございます。これは、御存じのとおり、村議会が終わりましたので精算のための減額になります。

次に、18ページをお願いします。民生費になりますが、民生費の障害者福祉費です。一番上の意思意見書作成委託手数料から、中央付近です、障害者総合支援事業費補助金返還金、合わせまして643万円です。その下が、後期高齢者医療費で合計しまして212万9,000円です。

次に、若干飛びまして、19ページの中央から下をお願いします。農林水産業費です。こちらが、目ですけど、林業振興費から森林経営管理費まで、合わせまして減額の2,041万2,000円です。

次のページ、20ページをお願いします。商工費になります。商工振興費、観光費、合わせまして減額の1,858万8,000円です。次世代を担う事業者支援補助金からフリーWi-Fi構築工事までです。

次に土木費なんですけど、土木費の一番下、住宅費になります。土木費の住宅建設費、合わせまして、施設が竹の川の用地補償費でございますけども、減額の419万円ちょうどでございます。

次に、消防費でございますけども、こちらも人吉下球磨消防組合の負担金が80万円から、消防ポンプ操法訓練助成金20万円まで、合わせまして160万円です。20ページ中央付近です、教育費の事務局費と義務教育振興費、合わせまして152万4,000円です。

次の22ページをお願いします。教育費の社会教育総務費で、旧二中校舎解体工事で400万円です。その下が、教育費の管理費、フリーWi-Fi使用料が1万7,000円です。

次、歳入に移りたいと思います。9ページになります。一番最初の個人村民税、個人ですけども、現年課税分が550万円。その下が軽自動車税になります、種別割のほうは18万2,000円。地方譲与税の森林環境譲与税が減額の200万です。

次の10ページをお願いします。国庫支出金の民生費国庫負担金で、障害者自立支

援給付費国庫負担金で301万6,000円。次に、国庫支出金の民生費国庫補助金から総務費国庫補助金まで、合わせまして減額の111万3,000円です。

次のその下の11ページをお願いします。県支出金の民生費負担金、障害者自立支援給付金等県負担金が150万8,000円です。その下が、県支出金の民生費補助金と農林水産業費補助金、合わせまして減額の727万8,000円です。

12ページをお願いします。財産収入です。利子等配当金になるんですが、財政調整基金利子から公共施設整備基金利子まで、合わせまして80万7,000円です。次に、その下、こちらも財産収入になりますが、生産物売払収入で、村有林素材生産、間伐でございますけども、売払収入が183万7,000円です。その下が寄附金で、五木村ふるさと寄附金、合わせまして減額の2,100万円です。

それから、13ページになります。繰入金になりますが、財政調整基金繰入金から、一番下の五木村振興基金繰入金まで、合わせまして減額の1,599万9,000円です。

14ページをお願いします。こちらは雑入になりますが、後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金で34万5,000円と、村有林電線路架設占用料で35万4,000円です。

一番最後、村債になりますが、土木債で村道橋梁の補修工事になりますけども、先ほど申し上げた過疎債の中にありますが、10万円の増額。その下が簡易給水施設、これも過疎債です、減額の120万円でございます。

歳出の後ろのほうには給与費明細を付けておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上をもちまして、議案第54号と55号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第56号から議案第58号までの説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、まず、議案第56号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,159万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。款項、補正予算額を読み上げさせていただきます。国庫支出金、国庫補助金395万円。財産収入、財産運用収入9万円。繰入金、一般会計

繰入金と基金繰入金、合わせまして93万5,000円です。繰越金、繰越金、減額の88万5,000円です。歳入合計409万円。歳入総額1億4,159万6,000円。

次に、歳出でございます。款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。総務管理費、総務管理費395万1,000円。国民健康保険事業納付金、医療給付費分、ゼロ円。これは財源組み替えのため表示がされてございます。保健事業費、保健事業費4万9,000円。基金積立金、基金積立金9万円です。歳出合計409万円。歳出総額1億4,159万6,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳出の8ページから説明をさせていただきます。まず、歳出の主なものでございます。こちらのほうは、国保システム改修業務委託料ということで395万1,000円でございます。こちらは、すみません、保健福祉課資料の2ページをお開きいただければと思っております。子ども・子育て支援金の賦課徴収についてということで、令和8年度から子ども・子育て支援の拠出をいただくため、医療保険料と合わせた賦課徴収の方法で負担する仕組みが制定をされたところでございます。裏にありましては、表の下にございますけれども、国民健康保険の医療分、そして後期高齢者の医療制度ということで子ども・子育て支援金の賦課徴収ということで、医療制度から徴収される仕組みが制定されたところでございます。国民健康保険に当たっては、8年度見込みということで1人当たり250円、これは1か月分の金額でございますけれども、このような負担する仕組みが制定されたところでございます。この子ども・子育て支援金の賦課徴収に係るシステムの改修費用が、こちらの業務委託料395万1,000円ということになります。

次に、歳出でございます。こちらは6ページをお開きください。こちらは、先ほどの歳出に係る部分ということで、国庫補助金ということで充当されるということで国からの補助金が、この分、交付されるものでございます。395万円となっております。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

引き続き、議案第57号、令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,480万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算の補正。まず、歳入からでございます。款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。保険料、介護保険料、減額の77万1,000円です。国庫支出金、国庫負担金と国庫補助金、合わせまして、減額の71万1,000円です。支払基金交付金、支払基金交付金、減額の111万9,200円です。県支出金、県負担金、減額の81万円です。繰入金、繰入金、減額の17万円です。諸収入、雑入113万5,000円でございます。歳入合計、減額の251万9,000円、歳入総額2億2,480万8,000円でございます。

次に、歳出でございます。款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費76万3,000円。保険給付費、介護サービス等諸費から6番目の特定入所者介護サービス等費から特定入所者介護サービス等費まで、合わせまして減額の441万7,000円。基金積立金、基金積立金113万5,000円でございます。歳出合計、減額の251万9,000円、歳出総額2億2,480万8,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細の説明させていただきます。歳出から説明させていただきます。8ページをお開きください。まず、介護システムの改修委託料ということでございます。76万3,000円です。これは、介護報酬改定に伴うところのシステム改修の委託料ということでございます。

次に、居宅介護サービス給付費負担金182万円。施設介護サービス給付負担金、減額の416万5,000円。地域密着型介護サービス負担金、減額の200万円ということで、こちらのほうは各種介護サービスの3月支払い分までの支払い見込みでの補正をさせていただいております。

次に、9ページをお開きください。9ページにつきましても、介護予防サービス給付費負担金100万円、地域密着型介護予防サービス費負担金16万円、高額介護サービス費等、減額の24万円。10ページの、特定入所者介護サービス等負担金、減額の100万円ということで、こちらのほうも介護サービスの3月支払い分までの支払い見込みということで補正をさせていただいているところでございます。

次に、介護給付費準備基金積立金ということで113万5,000円でございます。これは歳入のほうにも出てまいりますけれども、以前、9月の補正予算で球磨病院の介護医院委員の介護報酬不正受給ということで報酬の返還がっております。その返還金に係る利息、そして還付加算金がこの113万5,000円ということで、この部分を基金への積立をさせていただくものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。まず、第1号被保険者保険料ということで、現年度分、減額の77万1,000円。これについては、現調定額に合わせたところの保険料の減額になっております。介護給付費等負

担金、減額の62万6,000円。調整交付金、減額の46万6,000円。介護保険事業の補助金38万1,000円ということで、こちらのほうを歳出に合わせたところで、それぞれ歳入のほうも減額をさせていただいているところがございます。

7ページをお開きください。介護給付費交付金、減額の119万2,000円。介護負担金、減額の81万円。介護給付費繰入金、減額の55万2,000円ということで、こちらのほうも、歳出に合わせて補正を組まさせていただいております。

最後の、介護給付費返還金111万3,500円につきましては球磨病院の介護医院、介護報酬の返還に伴うところの利息及び還付加算金ということで計上をさせていただいているところがございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

最後に、議案第58号、令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,794万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。歳入でございます。まず、款項、補正予算額ということで、繰入金、一般会計繰入金208万7,000円です。歳入合計208万7,000円、歳入総額3,794万円です。

次に、歳出でございます。款、総務費、項、総務管理費、補正予算額208万7,000円です。歳出合計208万7,000円、歳出総額3,794万円です。

歳入歳出補正予算の事項別明細についてでございます。歳出の7ページをお開きください。後期高齢者システム改修業務委託料ということで、先ほどの国保と同じでございます。子ども・子育て支援金賦課徴収に係るシステム改修に係る委託費用ということで208万7,000円を計上させていただいております。

歳入です。6ページをお開きください。こちらのほう、事務費繰入金ということで、同額で国から一般会計のほうに補助がっております。その補助金を、こちらの後期高齢者医療特別会計のほうに事務費として繰り入れを行っております。こちらのほう、208万7,000円ということでございます。

以上で、議案第56号から58号までの説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第59号の説明を求めます。大岩住民税務課長。

○住民税務課長（大岩留美君） それでは、議案第59号について御説明申し上げます。

令和7年度五木村墓地公園特別会計補正予算（第1号）でございます。

次をお願いします。令和7年度五木村墓地公園特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次をお願いします。2ページです。第1表、歳入歳出予算補正、歳入からです。款項と補正額を申し上げます。財産収入、財産運用収入1,000円です。繰越金、繰越金17万3,000円です。補正予算の合計額は、17万4,000円。補正後の歳入合計金額は47万9,000円です。

歳出です。こちらも款項、補正予算額を申し上げます。基金積立金、基金積立金、補正予算額が17万4,000円です。補正後の歳出合計金額は47万9,000円です。

次に、事項別明細書の説明を申し上げますので6ページをお願いします。歳入のほうからです。財産収入、利子及び配当金、基金利子を1,000円計上しております。これは利率改正によりまして、予算が少し減額したものですから計上しております。

次に、繰越金です。17万3,000円計上しております。

次に、歳出です。7ページをお願いします。基金積立金、積立金です。基金利子積立金1,000円。基金利子積立金を1,000円、基金積立金を17万3,000円。合計で17万4,000円です。この基金積立金につきましては、令和6年度決算審査におきまして、少額ではありますが、毎年、歳入超過の傾向にあるため、積み立て可能であるというお話がありましたので、今回、補正予算で対応しているところでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第60号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第60号、情報通信の特別会計の補正予算の御説明を申し上げます。

1 ページおめくりいただければと思います。令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,423万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページ、1ページおめくりいただければと思います。補正予算額のみ申し上げます。諸収入の雑入で463万5,000円です。その下、繰入金で537万円です。歳入合計、合わせまして補正前の額4,423万1,000円、1,000万5,000円補正で、合わせまして5,423万6,000円です。

次に歳出になりますが、3ページ、次のページです。総務費の維持管理費、こちらにも補正額のみ申し上げます、1,000万5,000円。一番下の合計が補正前の額4,423万1,000円、補正予算額1,000万5,000円。合わせまして5,423万6,000円です。

次に、事項別明細ですが、まずは歳入から申し上げたいと思います。6ページをお願いします。諸収入の雑入でケーブル移設に係る補償金463万5,000円。これは後ほど歳出のところで御説明申し上げます。その下が繰入金で、一般会計繰入金が537万円でございます。

次のページ、7ページが歳出になります。総務費の維持管理費でケーブル施設等修繕料が768万2,000円です。その下が、インターネット接続使用料が232万3,000円です。若干、歳出について詳しい説明を申し上げておきたいと思います。総務課の横版の資料をおめくりいただければと思います。その6ページ、ちょっと見にくいんですが、地図を付けております。これは水没予定地の地図でございます。

先ほどの修繕料の中に国土交通省から移転をしてくださいというのが来ております。合計しまして662万2,000円ということで、中央の下に工事費の明細というか、これを付けておりますけれども、約1,000メートルの張り替えと申しますか、移転だそうではございますけれども、なっております。材料費からいろいろ工事費まで662万2,000円。工事範囲が、ちょうど旧久領地区のところになります。地図がタブレットでは大きくできるんですが、右側が小鶴方向になります。左上が人吉方向、下が宮園方向ということで、これが3月までに移転をお願いしたいということで、工事費の一覧の下に、先ほど雑入にありましたが、これは補償金が出るそうでございます。ただ、最終的な工事費がまだわかりませんので、今回の予算には662万円の約7割を、一応補償金で、7割以上は来るとは思いますが、歳入が足らなかつたら困りますので、とりあえずのところは463万5,000円を歳入として入れております。

それから、残りの修繕料でございますが、7ページ、8ページになりますが写真を付けております。これは主に、九州電力から、依頼じゃありません、九州電力の電柱に乗せていますので、九州電力からの移転をお願いしますということで、1つ目が村道土会平線沿いの五木屋本舗さん近くにある電柱です。

次に、その下が国道445号沿いの左手のところにも五木中降り口と書いておりますけれども、その近辺です。これも九州電力の電柱に共架してありますので、これも移

転でございます。

それから、8ページになりますが、これは五木源パークの敷地内にありますが、こちらにも九州電力の電柱に共架しております。こちらが22万8,000円程度ということです。

最後になりますが、旧下梶原分校グラウンド内と書いております。旧下梶原分校グラウンド内で、ある工事が行われておりました。そのときに線を切ったら大変なのでということで防護カバーを付けております。この黄色いやつです。これがもう不要になった、もう工事が終わったということでこれを撤去するものでございます。

以上で、議案第60号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 以上で、議案の説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は13時で再開します。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第15 質疑

○議長（早田吉臣君） 次に日程第15 議案の質疑を行います。

議案第52号の質疑を行います。質疑ございませんか。資料もありますのでよろしくをお願いします。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） ちょっと説明が不十分、私が聞きそこなったかしりませんが、危険度の判定が100点以上ということになっておりますが、この説明の中でですね、説明の資料の中に書いてあることですが、危険度判定という判定員がおられるんですかね。専門家に判定されるんですか、役場内の担当で判定されるのかですね、ちょっとそれをまずお伺いしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、ただいま御質問がありました議案第52号の老朽危険空き家等の判定についてということですが、まず、今回のこの議案第52号の条例の関係では判定とかについては特に掲載していないところです。

今、御質問があったのは、この条例がもし制定された以降に、村としては空き家等の除去について補助要項を制定したいというふうに考えております。その補助要項の中で、国の基準に基づいて住宅地区の改良法施行規則、これに基づいて危険判定をしていくというもので、これは全国的に共通した項目がありまして、それによ

って、専門家の御意見等もいただきながら村のほうで判定していくという制度でございます。

こちらについては、また、今回の条例の制定をいただいた後に議会の皆さんにも御協議しながら、令和8年度から取り組めるように制度設計をしていきたいというふうに考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 判定委員会が、私は公正公平な判断をするためにそういうものが必要になってきはしないかなというふうに思ったから質問をしたわけですが、これによりますとですね空き家のAランク、Bランク、Cランク、150戸、今までの説明の中ではあるわけですが、非常に景観的にもですね早くこの条例をつくってやるべきであると思ひますが、持ち主がおられない場合とかそういうのも考慮、全然見当たらないという方がおられると思ひますよね、そういうのもどうするかは条例の中で考えるわけですか。どうされるのかちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま、3番議員さんのほうから御質問がありましたように、村内に令和5年度調査しましたおりに、150戸ほどの空き家が存在してございます。その中で所有者がなかなか連絡がつかないというようなところについてはどうするのかというところですけども、そちらのほうにつきましては、この条例の制定後、施行規則等も含めながら、近隣の方に情報をいただくとか区長さんあたりで情報を知らないとか、あと戸籍等のもですね、最終的には制度設計をしまして戸籍等の請求とかいろいろ行いまして所有者を特定していきたいというふうに、そこは考えているところでございます。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませぬか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 私はちょっと確認というか、今回の空き家対策の推進に関する条例の制定ですからですけども、この説明の背景、目的のところ、今、3番議員さんもお尋ねになりましたが、村内に150戸の空き家が存在するということがAランク、Bランク、Cランク、Dランク、倒壊または倒壊のおそれがあるということですが、これはいろいろ最終的な段階もですけども、空き家倒壊とか倒壊のおそれ、もう倒壊のあったところも把握してあって、あと、これは後からの産業廃棄物とかいろいろな除去のところにも多分関わってくると思ひますが、いろいろ近所に迷惑をかけたりするような場合、倒壊してしまったというところはこれは該当しないということですかね、ちょっと確認をします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま、6番議員さんからありました、空き家等の除去の関係で、もし、既に倒壊している状況で近隣にいろんな形で、野生動物が住み着いたりとか火災の危険があるというようなことで、そういったものにも補助を出すのかというお話かと思えます。

それについても、今後、この条例に基づいて除去等の制度設計をしたいと、補助金の要項の制度設計もしたいと思えますので、そういった危険がある、もう倒壊したものについても御意見等いただきながら、そういったものも含めて検討していきたいというふうに考えております。

すみません、平成5年度にこの調査をしまして、その後、Aランク、Bランク、本当に利活用ができないかどうかというところは確認はさせていただいたところですが、危険なCランク、Dランクについては全部確認はしておりませんので、今後、また空き家の情報等も確認したいと思えますので、今後確認をさせていただければというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ちょっとお尋ねします。第8条とか9条の中に特定空き家等とか、管理不全の空き家等と書いてあるんですね、この「等」の範囲というのはどんな感じなのかな。何々等というと、その「等」の中にどんなものが含まれるのかお尋ねしますのと、あと詳細についてはまた要項あたりで協議されるということですが、先ほどの質問にあった、例えば所有者不明のところをどうするのかとか、解体費用の費用について、大体、坪当たり解体費用は幾らぐらいかかって、どの程度の補助率というか補助金をするのかというのは、後々、要項の中で示されるのか、説明の中で示されるのかわかりませんが、そのへんのところはどうかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今、2番議員さんより御質問のありました「等」についてですけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法の中の定義の中に、空き家等とはということで建築物またはこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及び、その敷地をいうということで、建物だけではなくて、それに付随するもの、あるいは土地についてというようなことで書いてありますので、そういったところを含むというようなところでございます。

それと、金額のほうですけれども、すみません、ダム対策課の資料の補助制度一覧です、こちらのほうを御覧いただければと思います。これは、熊本県内の各市町村の老朽危険空き家等の除去に対する補助金の一覧でございます。これに対しまして

は、国の補助制度も使いながら各市町村取組をされているところでございます。ここにつきましては、除去に関する補助制度については上限をほとんどの自治体が設定しております。平均的には上限が60万、50万というようなところもございますけれども、高いところでは上限が100万とか120万、補助率のほうも3分の2であったり、5分の4であったりというようなところがありますので、こういったものも含めて、今後、議会の皆様、あるいは住民の皆様の御意見等をいただきながら、令和8年度に向けての制度設計を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） この補助についてはいろいろ考え方があると思うんですけど、できるだけですね危険な家屋等については除去していただくということを考えると、やはり、個人でするのもできる方もいらっしゃると思いますけども、できない人もいます。できるだけ、これが、この条例に基づいてきちんとこれが空き家等ですね除去等が進んでいくようにですね、なるだけこれが進むようにですねお願いしたいと思いますが、そのへんのところ、今後、考え方としていろいろ補助金の金額はいろいろあると思いますけども、そのへんのところを考えていただきたいと思いますが、そのへん、どう考えていくのか。できるだけ除去が進むように考えていくのか、100万なら100万と考えていくのか、それとも、もう少し増やしていくのか、そのへんのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、御質問がありましたように、今後、空き家の除去等に対する補助金の金額等の設定についてということでございますけども、先ほど申しましたように、近隣の市町村あるいは県内市町村の状況のほうも見させていただきながら、また、村内においてはなかなか距離もそれぞれ地区によって違ったり、産業廃棄物の処理場に対しましても遠方でもありますので、そういったところも含めて、いろんな御意見をいただきながら補助金の上限設定等について協議をいただきながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） なければ質疑なしと認め、これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号の質疑を行います。これからは予算の質疑ですので、歳入歳出に分けて行います。まず、歳出の15ページからお願いします。質疑ございませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 総務費のですね一般管理費の中の委託料、ふるさと納税事務代行業務委託料です、これはマイナスの768万ということで、かなり金額が大きく減額になりますけど、これはふるさと納税の金額の関係で下がったのか、あと、何か原因は何なのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課の資料の1ページですけども、歳出の項目の中での予算の減ということですけども、まずは歳入のふるさと寄附金、こちらが今年度、予定を見込めないということで現在減額を予定しております。これに伴いまして、返礼品こういったものの結局寄附がない分、物の返礼品も発送とか、返礼品を送ることができない、そういったものの経費が落ちるということになります。

また、今話題になっております、50%の事業費の中で寄附金の中で動くということで、歳入が減った分、歳出も50%以上減らすということになっております。

○議長（早田吉臣君） ほか、ありませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） それと、もう1点ですね、ポータルサイトの利用料、使用料、賃借料のポータルサイトの利用料の減額の100万となっていますけど、利用料というのもやっぱりそういった利用者の減少に伴うあれなのか。例えば利用料は最初の契約が幾らとあって、それに基づくものなのか、それとも利用数によって金額の増減とかあるのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

ふるさと寄附金によりまして、返礼品代、返礼品を送る、また、その決済の手数料、ポータルサイトの利用料もそういったものに、結局、歳入に左右されますので、歳入が減った分はこれが使われないということになりますので減額ということになります。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。15ページ。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 16ページ、ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） これは私はかなり幾度も聞いておりますが、生活交通対策で地

方バス運行特別対策補助金がございますが、1,300万ぐらい。ちょっと確認をしますが、7年度はこの金額、来年度また出てくると思いますが、これはいつ、新しい五木の交通システムというのは移行するのか、はっきり、今わかっているのか。多分、今からそれをいろいろ協議してはっきり決めるとは思いますが、この1,300万、来年度にまた、これよりも上がってくると思いますが、将来の五木村の交通新しいシステム、いろいろ村長も考えておられるんですけど、それをいつから、この補助金を踏まえればどういう展開になるのか、ちょっとおわかりになれば教えてください。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

決算委員会のときでしたか、五木と相良、山江、人吉が産交バス絡んできますので、相良村さんがどうするかで、今、五木もちょっと宙ぶらりんになっているところ。五木村としては、この前、アンケート調査をやって、今集計中ですが、令和8年度に試行的に別に車を動かしたり、すぐすぐ、令和8年度すぐすぐじゃないですが、試行的にやってみようかという話で、令和9年度からは本格的に移行にという動きを、今のところはやっています。今、1,300万上がっていますけれども、令和8年度もまだ試行的なものですから、もしかしたら令和8年度もこういう負担があるかもしれないというのが現状です。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。では、次に行きます。17ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） なければ、次に行きます。18ページ、民生費です。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 衛生費の環境衛生費の中で平野地区の水源調査手数料3万円と計上されています。これはどんな調査をするのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

この平野地区水源調査手数料ということで、金額にして3万円ということでございますけれども、まずは水源と一緒に水質を含めたところの検査料でございます。回数でいえば6回分ということで3万円と計上しておるところです。12月、1月、2月、3月、4回と、あと突発的な水質の変化とか対応するため2回分計上というところ。以上です。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。

では、次に行きます。19ページ、お願いします。農林水産業費。ございませんか。なければ、次へ進みます。

20ページ、商工費、土木費になります。7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 土木費の道路橋梁費ですね、1点目が道路維持費の道路草払い業務委託料の減額32万1,000円、これについてはもともと村道の草払いだと思いますけども、どれぐらい、実際、業務委託、路線の数等をされたのかと、その下の道路改良費で、今回、工事請負費を村道橋梁補修工事600万円、これが今年度、今から着手するというので、どちらの橋梁なのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

土木費の道路橋梁費、こちらの、まず維持費の委託料、道路草払い業務委託料、金額の説明としましては事業が確定したということでの減額でございますけども、どこをどうやったかということですが、もちろん村道、土木費でございますので村道の路線でございます。これにつきましては、すみません、今、約14万141キロメートルの延長でございまして、その分の草払いの委託料でございます。

次の橋梁補修工事、測量設計業務委託料、それと村道の橋梁補修工事ということでございますけども、こちらにつきましては村が管理する村道における橋、橋梁、こちらの道路メンテナンス事業補助制度、国の補助事業を活用して事業を行っているところですが、これにつきましては、今現在、村の橋梁、こちらが113個あります。こちらを5年に一度点検して、長寿命化の事業で点検して補修工事という計画になっているところでございます。今回、測量設計の委託料がマイナス700万、そして、補修工事が600万と上がっているところですが、要は財源の組み替えでございまして、要は測量設計も工事も補助率は同じでございます。今回、当初予算で計上していた予定していた工事内容と調査内容につきまして、補助金の内示率、付いた額がかなり低かったものですから内示が付かなかったということで、当初予算に計上した補助率も合わせたところでの組み替えでございます。113個の橋梁の補修のうちの1つ、当初は3つずつ予定していたんですけども、補助が少なかったということで、その合計の補助を当初予算の補助に合わせたところの組み替えでございまして、マイナス700万の委託料について、減額して工事のほうに600万、いわゆる振り替えたということでございますけど、この差額の100万につきましては単費を入れていたところでございますので、マイナスの700万というところでございます。

この工事につきましては、また今度、入札する場所も含めて繰越になる可能性もございますが、発注はやっていくというところでございます。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、御説明がありました、村道橋梁工事、工事請負費ですが、これは当初で見込んでいた橋梁の分であって、新規に橋梁を今回、工事請負費でやるという話ではないということですか。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） 今回、当初で箇所を2つ考えておったところですけども、補助金の兼ね合いも含めて、やめて新しく調節した別の箇所でございます。

○議長（早田吉臣君） ほかにありませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 私は一番最後の土木費で住宅費の、これは用地賠償金とか補償の不用になったということだと思いますが、これは見積もりといいますか、そういう積算でこれだけの不用額が出たのか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

土木の住宅建設費の中の竹の川の用地補償費の減額でございますが、こちらにつきましては、災害住宅が今、竹の川で4戸建っているところの土地でございます、こちらの購入費でございます、なぜマイナス420万ほどになるのかということでございますが、土地の補償費、いわゆる熊本県の単価のマックスですね、それで計上しておりまして、今回、対象者の方に補償費を提示するわけですが、実際に竹の川地区で熊本県のほうで既に交渉していた単価をもって対象者の方に補償費として、これでどうかと。そちらのほうで補償が締結しましたものですから、いわゆる確定後の残を落としたというところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、建設課長の説明では、じゃあ、熊本県とそういう緊密な連絡とかそういう意思の疎通みたいなものがなかったのか。予定をしても400万ほど減ったということでございますが、そのあたり、事前にわかっておれば当初から400万マイナスをした予算でよかったんじゃないかなと思いますので、そういう連絡を密に取ったということはあったのか、また、なかったのかで今回こういうことになったのか、ちょっともう一回お伺いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

当初予算で計上したときには熊本県とそういう連絡、やりとりはございませんでした。本年度、用地買収に向けて交渉しているうちに、ほかの単価はこうだったという情報が入りましたものですから、これをもって交渉したと、お願いしたというところでございます。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。なければ、次に進みます。

21ページ、消防費、教育費になります。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 消防費の非常備消防費、説明もございますが、防火水槽の件でございますが、これは老朽化による撤去の要望があったということですが、村内に防火用水、かなりあると思います。この点検とかはどうなっていたのか。また、果たして違う場所の点検もちゃんとやっているのか。でないと、こんなに駄目になって、住民の方が撤去してくれと、侵入動物とかいろいろあるということが書いてありますので、ほかのところはなかったのか。早くわかれば事前の対処ができたんじゃないかと思しますので、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

防火水槽の件、これは小椎葉の方なんですけど、以前から言っておられまして、区長会でも言われて、私が北分署のほうに聞いたら、空き家が多いですが、最近山火事も多いので防火水槽はそのままにしておいてくれと。ただ、議員おっしゃるとおり、ここがちょっとわかりづらいところでもあります。明日一般質問もありますが、消防団の数も少なくなって、これを定期的に行えばよかったですけども、実際は私たちがやっていたこれより点検の回数がちょっと少なくなったんじゃないかなと。

逆に、消火栓は北分署がずっと回っていて、防火水槽に関しては、御指摘のあったように、今度、来週に分団長会議しますので、また計画を立てて点検をやってくれと。ちなみに、うちの集落にも3つほどありますけど、この前、これ関連で見に行ったんですけど、特に傷みが激しいとか、傷みは激しいですけど、崩れるとかそういうのは見当たりませんでした。繰り返しになりますが、分団長会議でまた周知したいと思います。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、総務課長が答弁なされましたが、場所の把握です、私が一回、西谷地区で課長の近所のところに防火水槽があります、それを見に行ったときにもどこにあるのかということかなり雑草とか小さい木が被さって、やっと探した経験がございます。やはり村の点検というのは、消火栓は北分署がするということですが、五木全体を見て、そういうところがないかどうかというのも点検の1つの項目として入れてほしいなと思います。そうしないと、今、時期的にも寒くなって、やはり火災の心配もいろいろありますので、そのへんもせっかくなら、また、早くそういうことが不具合がわかれば、予算のほうも低額で済むと思しますので、どうかそういうことをお考えになったほうがということで。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

防火水槽がどこにあるという地図はありますので、それを用いて点検したりとか、あと、縁に丸い防火水槽と書いてある、あれも錆びていて、そういうのも点検したり、また、今、議員おっしゃったとおり、私も地元西谷ですけど、うちの横にもあります、西村議員のところの後ろにもあります。そこ3カ所は、私も見に行きましたが、そんなに損傷はないのかな。議員おっしゃるとおり、今、火事が多いですので、そのへんの再点検と申しますか、それはやっていきたいと思えます。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 教育委員会のスクールバスの修繕料70万出ておりますけれども、資料によりますと2台修繕するということですけど、どのくらい年数が経っているのかと、あと、これを修繕する期間ですね代替の車はどうするのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回のスクールバスの修繕ということで、教育委員会の資料のほうに写真のほうを載せさせていただいております、マイクロバスのタイプ2台を今回修繕するということで上げております。この車につきましては、トヨタのコースターということで26人乗りでございますけども、平成21年に購入をいたしております、十七、八年程度経過しているというところでございます。

それと、下のローザーの26人のスクールバスでございますけれども、こちらは平成29年に購入をしているというところなんです。こちらは8年程度経過しているというところでございます。

修理期間の代用でございますけれども、スクールバスにつきましては、今、5台所有しておりますので、ローザーにつきましては走行には支障はないということでそのまま活用しております、もう1台のほうにつきましては、その5台の1台を活用するというところでしております。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。次に行きたいと思えます。

22ページ。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） お伺いしているところでございますが、教育費で社会教育の総務費、旧二中の解体の400万円の増額でございますが、この説明を見れば、近年の建設資材とか労務費の高騰、また建物までの解体関係の車両が通らないとか、またアスベスト、校舎の奥に焼却炉という説明がございまして、これは、まず予算立てをするときにこういうのを把握していなかったのか。ただ一途に、いろいろな物価高騰でこれだけ上がったのか、そういう調査はなされていなかったのか。もし、こ

こをある程度調査をしておった場合に400万円の増額というのはちょっとあまりにも、当初で600万が結局1,000万になるということですので、そのへんの見積もり調査はなされていたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の旧二中の校舎の解体ということで、先ほど中村議員さんのほうから理由のほうについて説明がありました内容で、今回増額をするということでございますけれども、当初、積算を行ったときに見積もりが甘かったというのはちょっと反省しているところではございますけれども、建物の外のみだけの調査という形で、その中で積算を行ったというところもございまして、今回、不足の提示が出てきたというものでございます。

それと、アスベスト関係と焼却炉という観点につきましては、当初、現場を見たときに隠れておりまして、なかなか見つけきれないところがあったということもございまして、今回こういったものが追加になって、国のガイドラインの基準でしなければいけない経費ということで今回、追加をさせていただいたというものでございます。

また、校舎の中にも処分する物品等がかなり多うございまして、それと合わせまして、今回、民具関係も分別を行いまして、老朽化とか破損があるものにつきましては、これと一緒に処分を行うという形で、この分もかなり増えたということも増額の要因という形になったというところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、課長が説明なされましたが、この調査、怠ったんじゃないかと、いろいろ調査が行き届いていなかったということが要因だと思いますが、最低でも、一番最後ですね、想定した数量よりも、物品とか民具等の存在の判明により処分費の増ということでございますが、あそこの建物の中にそういう品物が今まで全然、全く把握をしていなかったのか、調査をしていなかったのかということは、完全な見積もり誤りということしか私も考えられないんですけども、そのへんはもう一回、ちょっと答弁よろしく。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の校舎の中の物品等でございますけれども、当初積算したときには、校舎全体の教室に散らばって物品等がありまして、それをその後にイベント関係で1カ所の教室に固めて物品を整理したというところもありまして、そこである程度の数量がかなり多いということが判明しまして、今回そういったもので、そういう民具等の

処分とか、あと物品等もかなり多くなかったということで数量が増えたということが判明したというところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 村長に伺いますが、先ほどの防火水槽もしかり、また、今回の教育委員会の校舎の解体などに関わって、やっぱり調査とかいろいろよくしたほうがいいのかという次元の問題でないんですけども、これは当然のことで、調査をして、こういう予算がということだと思いますので、そのへんは村長も、教育はちょっと違いますが、庁内をちょっと引き締めてそういう事務関係にしっかり取り組んでいかれたらよろしいかなと思って、村長、どういう、これに関して。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、中村議員さんから御指摘のとおりでありまして、年度当初の予算を議会の承認をいただいて、それを執行するという立場にございますけども、それにおける積算等はしっかり予算査定の中で全部調査をして、ヒアリングの中で確認をしておりますけれども、こうやって、教育委員会の話についていろいろ事情があるかと思っておりますけれども、先ほどの防火水槽にしても、これは全款にわたってですけども、そういうものについての、特に令和7年度予算組みにしても、令和6年度の物価とか、いろんな人件費も含めての積算ということで、昨年度末から大体1.3倍に人件費も物価も上がったということで、それに、先ほど教育委員会さんの話についてはダイオキシンとか国の基準がやはり環境については厳しくなってきた、村営住宅の外壁等も建築法の改正があったということで、非常に令和7年度に入ってから環境的には非常に厳しくなっております、そういうものを加味されてきた中であれだけの増額になったということで、これについては令和8年度の予算の編成についてはしっかりそういうものを吟味してやっていきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（早田吉臣君） ほかに。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 今、中村議員のほうから二中の解体の費用の話、村民から見るとですね当初予算600万、今度400万と、村民から見るとですねかなり、どうして当初の予算で見積もりが600万になったのか、何で400万追加しなきゃならないのか、村民から見るとですね非常に高価な予算ではないかというふうに見受けられます。私もそうと思いますが、600万が400万追加と、村民から見るとまだ五木村はぜいたくな予算だなというふうに思われると思います。どういう査定をされたのかですね、これは最終的には村長の責任になるわけですが、重く受け止めて、今後、下梶原の

体育館だとか、あるいは平沢津とか三浦とかいろいろあります、そういうものをですねやれやれどんでんぼんぼんで予算を膨らましていいものかどうか。本当の適正な査定だったのかどうか、改めて、今後どのような方針で、専門家を呼んでですねそれを是正していくかということ、これははっきりとですねしておかんと議会としても認めるわけにはいかない面もありますので、1年間でこんなに高騰するということはありませんはずだと思いますからこういう質問をしたわけです。今後のこともありますから、一応、これはこういうことだというはっきりした明確な答弁がほしいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

先ほど中村議員さんのほうからも、そういう今回の補正の増額ということで質問がありまして、それについては、先ほど教育委員会の担当に解体についてはその資料のほうにしっかり増額理由とか明記はされております。ほか全般、一般会計の補正に当たってのいろんなものについての増額今回なっておる分については、当初の積算が誤りといいますか、やはり物価高騰、資材高騰が大きな原因の要因の1つだというふうに思っております。それに加味してからいろんな環境問題のアスベストとか、焼却炉が出てきたり、そういうものの積算を重ねたところで400万が上限でということで、あくまでも予算でございますので、実際の工事に当たってはその範囲内でしっかり業者ともそういうものをしっかり積んでいただいて、予算の範囲の中でしっかりやっていただければというふうに思っております。

基本的には、これからの令和8年度の一般会計の当初予算の予算の組み立てに入っていきますけども、常に各課から上がってくるものについては積算根拠というものもしっかり見ていきますので、その中で当初予算組みしたものが、その年度途中にいろんな都合があつていろんなところで単価の変動があつたりしますけども、そういうものについてはしっかりまた議会の皆様にもお知らせをしながら、予算の増額、減額等があれば減額ですけども、そういうものの執行に当たっていきいたいというふうに思っておりますので、特に令和8年度の予算等についてはそういうものを重々、私もしっかり目をこらしてやっていきいたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

今回の補正という形で見積もりが甘かったということで大変反省して申し訳なく思っているところでございます。今後、見積もりするときにつきましてはいろんな要因を把握しながら、調査しながら、なるべく補正をしないように努めていきいたいと思っておりますので、申し訳ございませんでした。今後気をつけたいと思ってお

ります。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 予算を組む場合、これは貴重な税金の公金でございますからですね、当初見積もりが600万、今度、1年もせんうちに追加が400万ということは、やはり血税でございますから重く受け止めなければならないわけですよ、本来は。どこに600万、当初のどのような形で見積もったのかですね、そして、今度400万はどこに重点が置いてこれだけ要ります、賃金が上がりました、焼却量も道も狭いということもしております、これはわかっておるはずですよ、道が狭いことは。そういう安易な曖昧なやっぱり予算の組み方はいけないと思いますよ。それが議会の私たちの役目ですから強く、堅く申し上げておきます。しかも教育委員会です。ね廃校になるものですから、極めて住民の皆さんも関心が高いわけです。ですから当初、もう一回聞いてみますが、当初、この見積もりを誰がされたのか、教育委員会でされたのか、あるいは業者に見積もりを、専門家にされたのか、ちょっとそこ点をお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

当初予算の見積もりにつきましては、専門業者のほうにお願いして見積もりをさせていただいたというところでございます。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。次に行きます。

23ページ、24ページ、給与明細となりますので。

歳出については以上で終わりますけど、ここで暫時休憩します。14時10分まで休憩します。次は歳入から入ります。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9ページ、歳入から入ります。9ページございませんか、村税、地方譲与税です。質疑ありませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 歳入で個人の村民税が550万増額ということで、かなり大きな金額になっておりますけれども、これは新たに課税される人が出てきたのか、それとも当初との兼ね合いなのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 大岩税務課長。

○住民税務課長（大岩留美君） お答えいたします。

ただいまの村民税の550万の補正の件でございますが、この増額につきましては山林所得、田の譲渡所得などがございまして、予算以上に税額が上がりまして、当初予算よりも増額となったのでこの額を今回、補正予算に上げさせていただきました。以上です。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 山林所得が出てきたという話です。これは当初の申告あたりではわからなかったのかどうかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 大岩税務課長。

○住民税務課長（大岩留美君） お答えいたします。

申告時期というのは2月から3月でございます。この当初予算というのが3月の議会に上げるものでございますので、このときには把握のほうができなかったということでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかにございせんか。次へ行きます。

10ページ、国庫支出金です。質疑ございせんか。では、次のページに行きます。

11ページ、県支出金になります。ございせんか。次へ行きます。

12ページ、財産収入、寄附金となります。質疑ございせんか。なければ、次のページへ行きます。

13ページ、繰入金です。ありませんか。

次のページ、14ページ、諸収入、村債になります。

なければ、全体で何かありませんか、議案第55号。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） すみません、ちょっとお尋ねし損なったものでお尋ねしていいですかね、予算について。

ふるさと寄附金が個人分と企業分と合わせてトータル2,100万の減額と。これは予想より金額が少なかったという、この要因は何があるのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業課の資料1ページに減少の理由ということで書かせていただいておりますけれども、令和7年10月からのふるさと納税の基準が見直されるということで、それ前には駆け込み需要が若干多うございましたが、そういったものは正直、他の市町村のメインのものに流れてしまったということで、その後、10月からは厳しい状況の中になるということでの収入が見込めないということが1点でございます。

また、もう1点につきましては、5割の制度、これが厳しくなります、これはもともとあったんですけども、ちゃんとやっているかという調査等も厳しくなってきた

ておりまして、そういったものを踏まえて、うちのほうでは寄附の中身を見直して、それによりまして送料等が増えたりしておりますので、同じ商品が割高になるといったような要因もございまして見込めないということもございます。

ただ、そうは言いながらも、他地域では収入を上げているところもございしますので、ここにも書かせてもらっていますように、今後は継続的に売り上げの見込み、商品等の開発をしていきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） ちょっと林業関係でお尋ねをいたします。先ほど質問すればよかったです、造林費の委託料ですねマイナスの1,200万ということで、これは下谷の林道の開設とか、あるいは八原線の改修工事で事業が思うようにいかないということで先送りしたような形になっておりますが、五木村は林業というのは、これは切り捨てられない、先輩たちが努力して育成をしまいりました。その育成をさらに間伐をしたり除伐をしたり生産をするのが林務課の役目だと思います。これは理由が林道開設のためにできなかったとか、あるいは村道の修理のためにできなかったというのは、これは八原線は何年度にどうしますという、あるいは下谷線はどうしますということはわかっておるはずですね。ほかに村有林のやらなければならない育成林の仕事があったはずですが、その点は建設課あるいは県の関係、その調整はできなかったのかどうか。

それと、この余った金がさらにどこかに向けて山の育成を図るべきではなかったかと私は思うわけですが、その点はどうですか。2点、林道開設のためにできなかったという理由に当てはまらないと私は思います。その代わりにどこかにやるという、やはり担当としてですね切り替えが必要ではなかったかと思いますが、その2点について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 今、歳出の19ページですね。土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、村有林の素材生産間伐事業につきましては、当初で4カ所を予定しておりました。こちらにつきましては、県の補助内容も、今回は補助事業を切り替えて県と協議をさせていただいております。そういった面でも追加、そういったものがなかなか厳しかったという点もございます。

議運の中でも説明があったかと思いますが、2カ所につきましては、できない理由が林道と村道の工事ということですが、特に林道につきましては、現在、繰越であったり、発注時期が約1年ぐらはずれたりとかこういったものがございします。昨年度のうちの予算計上時点では、間伐する時期にはちょうど入れ替え、新たな事業が発注するというような計画でうちのほうは確認しておりましたし、村道の

ほうも、この時期に補助事業のうちの間伐事業の時期にちょうど重なるということが今回判明しましたので、撤回させていただいております。こちらにつきましては、発注時期とかそういったもの、詳細に村の補助事業の交付決定、こういったもの含めての発注時期、ここら辺がなかなかすりあわせが難しかったというのが1点でございます。

併せまして、じゃあ、ほかの場所に替えられなかったかということですが、一応施業計画に基づいて作業道を入れている。入れたところを間伐するというような計画も持っておりますので、その施業計画に基づいて来年度に回していきたいというふうにうちのほうでは思っております。もちろん、大切な財源ですので、次年度、なるべくそういったふうにその次の計画と調整をしながら適切に行っていきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 林業育成、林業推進という、あるいは地域の産業振興という基本的なものが林業があるわけですが、来年からそういうことがないように、やはり一千何百万という貴重なお金ですので、それを有効に活用して、いい山をつくってほしいということを要望しておきます。

○議長（早田吉臣君） では、質疑ございませんか。なければ、これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号の質疑を行います。歳入歳出分けて行います。歳出の8ページからお願いします。ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） では、次に歳入に移ります。歳入の6ページ、7ページをお願いします。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、歳入歳出を終わりたいと思います。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号の質疑を行います。歳入歳出分けて行います。歳出の8ページからお願いします。

なければ9ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） では、次の10ページございませんか。なければ歳入に移ります。歳入の6ページ、7ページございませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第57号の質疑を終わります。

ます。

続きまして、議案第58号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入歳出の6ページ、7ページ、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第58号の質疑を終わります。

続きまして、議案第59号の質疑を行います。これも、歳入歳出合わせて行います。歳入歳出の6ページ、7ページ、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第59号の質疑を終わります。

続きまして、議案第60号の質疑を行います。歳入歳出合わせて行います。歳入歳出の6ページ、7ページ、お願いします。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今回、補償費で施設の修繕代ということで、また、これが7割ぐらいの積算で予算書に、また残りがまた若干入るだろうということですが、また歳入を見ますと一般会計の繰り入れから537万、この情報とか、水もそうですけども、そういうのをかなり繰り入れて、過去からこう来ているわけですが、残りの3割分というのは、まだはっきり金額が決まっていないという説明でございましたが、そのとおりに考えていいのか。また、限りなくそれがどのくらい上がるのかがまだはっきり、そこも含めてまだわからないということですかね。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

議員おっしゃるとおりで、これは国交省からいただいた見積もりでこれくらいかかりますでしょうということで、うちのほうで移設をするわけですが、お金を出す。これが見積もりですので、もしかしたらこれ以上かかるかもしれない、これ以内で終わるかもしれないということで、歳入のほうは7割、多分これは推測ですけど、例えば1,000万かかったとしたら、最低でも1,000万近くは来るんじゃないかなと。今の金額は仮定の話ですけど、余裕をもって、歳入がもし下がったら、またありますので、今回は7割程度を入れておこうという考えでございます。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 仮定の話をここで語るというかそういうのは本来ではないと思いますが、なるべく国交省絡みの補償ですので、これは私も総務課長と同意見ですが、なるように努力してもらわないと、逆に言えば九電さんとかかなり、本数はちょっとわからないんですが、把握はしていませんが、20何万から数万円とかという。

ただ、そこにはわせるだけでそれだけの、電気事業者は村からお金をお取りになるということですので、そういうのも含めれば、国交省あたりも、また国の総務省でも前々から言っていますが、そういう交付制度というのを早く確立してもらわないと、一応、国のほうには毎回、村長も含めて、我々もそういうことを要望に行った経緯がございますので、村長もそのあたり、もう前々からそういうことは、地元代議士が総務副大臣のときにも行った経緯がございますので、もうちょっと、村長、お答えよろしく申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、総務課のほうで説明したものについては水没予定地内のいろんな国交省の事業等で移設が余儀なくされるということで、まずもって事業の単価、事業全体的なボリュームが確定しないということで、総務課長のほうでは7割程度の歳入と。これについては国のほうの事業がかかった分は事業100%いただくということになっておりますので、それは心配ないかと思っておりますけども、事業量の確定はまだないということでもあります。

もう1点は、今、議員質問にあられた情報通信基盤の地方の財政負担については、今回の全国町村会においてもいろんな、今、ネットワークの標準化ということすべてを全国統一のものに整備をされておりますけども、それを設置するときのインシャルコスト、いけばつくる時のお金、それを運用するお金については非常に地方の財政は圧迫されておりますので、そういうものについても全般的に全国町村会のほうで国のほうにも会長も行かれて地方の声を届けていただいておりますので、これからDXとかまだまだ盛んになってきますので、そういうものについてはしっかり声を上げておりますので、そういうのをこれから引き続いて私どもやっていきたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認め、これで議案第60号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しましたので、質疑の終結を宣告します。

ここでお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 2 時31分

第4回五木村議会定例会会議録

令和7年12月11日（木）開会

（第2日）

五木村議会

令和7年第4回五木村議会定例会（第2号）

令和7年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 討論
- 日程第3 採決
- 日程第4 議員派遣について
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 田 山 淳 士 君
- 2番 黒 木 一 秀 君
- 3番 西 村 久 徳 君
- 4番 中 村 弘 信 君
- 5番 園 田 久 君
- 6番 中 村 俊 也 君
- 7番 豊 永 勝 彦 君
- 8番 早 田 吉 臣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 山 下 俊 彦 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 大 岩 留 美 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君
- 会計管理者 大 岩 留 美 君（兼務）

教 育 長 西 龍三郎 君
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） ただいまの出席議員は8名であります。五木村議会の議員定数は8名であります。したがいまして、ただいまの出席議員8名は地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（早田吉臣君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

次に、4番、中村議員。

○4番（中村弘信君） 改めておはようございます。初めての一般質問です。よろしくお願ひします。

始めに、村の特産品について質問します。全国的に少子高齢化は問題になっていますが、本村でも生産者の高齢化で特産品の生産者が減少しているが、何か対策を検討しているか。また、若い人たちが取り組みやすいように補助事業の条件を見直す考えはないかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） おはようございます。

まず、村の特産品につきまして、生産者の高齢化、今後減少している対策についてということでございます。全国的にも少子高齢化で人口が減少をしているところでございまして、特に五木村は人口が減っております。このような中ですべての産業で今、人手不足が懸念されているところでございますので、全体的に、うちの課としましては産業振興全体的にどうするものかというようなことは検討をいたしているところでございます。

このような中で特産品につきましては、五木村農林水産物協議会を中心にですね出荷協議会、また各生産組合などと連携しまして、生産はもちろんですけど販売、PRを行いながら普及啓発なども実施しているところでございます。また、併せまして、農産物につきましては農産物の生産向上補助金などを活用して各生産組合の生産向上を支援しているところでございます。こちらにつきましては、今後も使いやすい事業として協議しながら進めていきたいとは思っております。

また、若い人たちが取り組みやすい補助事業の条件を見直すということで、こちらにつきましては、先ほどの農林産物協議会であったり、生産向上補助金につつま

しては、今、生産組合を中心に使っておりますので、ここにつきましては利用も行われておるので条件としてはいいのかなと思っております

あと、加工等につきましては商工補助金もございます。こちらにつきましては、新規事業でありましたり、事業の拡大、また事業の実施環境の改善、こういったものに広く利用いただいているところがございますので、こちらにつきましても利用者、例年活用いただいておりますので、特に問題はないかなと。ただ、もちろん利用につきましてはですね商工会と経営改善プログラム等をつくっていただいて適正な事業であるという判断はさせていただいておりますので、その中で利用勝手のいのように協議していきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 4番、中村議員。

○4番（中村弘信君） 補助事業の条件の見直しの件ですけど、いろんな補助事業があると思いますけど、例えばシイタケ生産者の、今、種コマ接種が1万個以上というふうになっておりますけど、それを5,000個以上とかそういうところでちょっと取り組みやすいような加減をもってやるということで、そういうのもいいんじゃないかなということで提案したところがございます。

特産品があることで来村者も増え、道の駅などの売り上げもつながると考えられると思います。そこらへんをしっかりと検討いただきますようお願いいたします。

次に、生活道路の維持管理について質問します。草や木が道路に被ったり、木の枝などが上からつり下がったりして運転に支障があると聞くが、ドライバーの方の安全を守るためにも対応が必要だと思えます。

また、これから降雪が見込まれるが、低地では積雪が少しでも、高地では10センチを超えることがあると聞くが、その対応についてどう考えているかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。お答えいたします。

生活道路の維持管理についてということで、また木の枝などがということでお尋ねがございました。生活道路、いわゆる村道でございます。定期的に道路の巡視パトロール、こちらについて村内の委託業者と委託契約してパトロールを実施しておるところでございますけども、その都度、支障木があると撤去するというようにしてございますけども、行き届かない。何分村道の管理延長が141キロというところで追いついていないところもございますけども、一応除去もし、倒木が予想される場合は、あらかじめ「ここが危ない」というところで作業はしているところがございます。

また、電線等にですね木が被さったりする場合は、管理者である九電というところですすぐお願いするという対応をしてございますけども、NTTの電線につきまし

ては村のほうでやるということでございますので、そのたびに出動ということをしておるところでございます。

また、除草に関してはですね、こちら草払いの委託契約ということで村民の皆さまそれぞれに、103路線ですね村道、除草をお願いしているところがございますけども、まだまだ行き届かないところがございますら、その都度御連絡いただければとも思っているところがございます。おっしゃるとおりですね村民の安全安心の通行のために適切な管理を行っていきたいと思います。

それと、積雪についてのお尋ねがございましたが、積雪につきましても維持管理の範囲でですね作業のほうはしているところがございます。大雪、また大雨のときもですね警報級がある場合におきましては、委託業者と前もって相談して、役場前の駐車場で機械、ショベルとかですねそちらを待機するというふうな対応は取ってはございますけども、また、奥のほうの村道の管理する地区のほうはですね、そこに行く前に県道、国道がございます、そちらのほうの県とも連携してですね素早く対応する体制は取っているところがございます。

パトロール等で見落としがちなどころもあるということですが、その都度報告、情報提供をいただければ、すぐ対応したいと思っているところがございます。

○議長（早田吉臣君） 4番、中村議員。

○4番（中村弘信君） まず、除草についてですけど、異常気象でですね最近気温が上がって、なかなか1回刈りではまた茂って、見通しが悪いということで、私もですねススキが茂ってですね車で行っていたらダンプが急に見えたというような状況もあってですね、やっぱり要所要所のところは2回刈りをしていただくということでお願いしたいと思います。

次に、積雪ですけど、積雪については区長また住民の方とですね、今は携帯がありますので、携帯で今の現状の情報を発信してもらって確認するという考えはどうか。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

その情報につきましては、随時こちらの役場のIP電話、通常の電話で、また先ほどおっしゃられたようにSNS等も普及してございますので、休みの日でもですね連絡していただく体制は取っているところがございますし、今度は役場からの発信もですね今、アプリがございまして、スマホにですね役場からのお知らせのアプリもございますし、自宅のほうのIP電話、そちらのほうにも文字で通知する、全村民が見られるような体制も取ってございます。役場からの発信だけではなくて、4番議員さんおっしゃるとおりですねあらゆる機会といいますか、通信も駆使して、

もちろんお知らせしていただければと思っております。

除草の回数につきましては2回刈りのところもございますけども、また改めて、委託している人たちにもですね今後の回数も含めて、まだ2回刈りじゃだめだとかそういうふうな聞き取りもしながら来年度の予算を考えたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 4番、中村議員。

○4番（中村弘信君） 住民のですね安全・安心のためにも検討をお願いしたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、中村弘信議員の一般質問を終わります。

次に、2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は4つの項目について、村長及び担当課長の考えをお聞かせいただければというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず、1つ目ですけれどもシイタケの原木に対する補助、またシイタケ生産に関することについて3点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。シイタケは本村にとって重要な林産物であり、特産品の1つでもあります。そのシイタケ生産において、今後の生産体制の支援強化を図るために現在実施されているシイタケ原木に対する支援内容が来年度変更されることのように思いますが、それはどのような強化を目的としたものか。また、その内容、自家原木、購入原木、それぞれどのように変わるのか、担当課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

シイタケの補助金の支援の内容が変更されるという予定と、その目的ということですが、令和8年度の植菌からの補助要項としまして、現在考えて、昨年を生産組合の総会の折り説明を行わせていただいております。そちらの内容でいきますと、種コマの補助金自体は1万個以上の購入費用の2分の1ということで、変更はございません。原木につきましては40米以上ということで、自家原木につきましては1立米当たり5,000円、購入原木は購入金額の3分の2となっておりますけども、こちら区分をなくしまして、原木としまして1立米当たり一律1万円ということにすることとして、今計画をいたしております。

変更の目的につきましては、まずは購入原木を精査する、今まで森林組合が対応しておりましたけども、こちらが対応できないというのが一番の原因でございます。それと併せまして、購入原木、伐採から庭先までの運搬につきましての価格が高騰がかなり上がってきておりまして、このままですと購入原木自体での運営も厳しい

ということになっておりますので、そういった状況を判断しまして、今回予定しているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 支援の内容の変更についてはわかりました。担当課から提供いただいた資料によりますと、近年、本村のシイタケ原木の価格が急激に高騰していると、そのように資料で示されております。この価格の原木の高騰については、これは全国的なものなのか。そしてまた、その背景、なぜ高騰したのか、そのへんの原因がわかれば、担当課長お答えをいただければというふうに。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

原木の搬出費用の高騰につきましては、全国的かといいますと、それは地域別にかなり差はあると思います。というのは、こういった五木のような山間地域、このような斜面の急傾斜のところでの作業というのはかなり搬出費用がかかります。もちろん、これはクヌギだけではございませんけども、その他の原木につきましても搬出費用は上がっております。ただ、特にですぬクヌギの場合は、クヌギの皮がシイタケの生産には必要でございます、ですのでプロセッサーであったりそういった機械が使えないということでございますので、作業も昔ながらの作業になってしまうということで、そういった面も含めまして生産量が少ないということで、1日当たりの生産量が少なければ経費が上がるということで高くなっているということでございます。こちらにつきましては、多分、他の地域もですぬ以前よりは上がっているものと思いますけれども、五木につきましては、平成3年、2万5,000円から始めましたけども、昨年につきましては3万8,500円ということでかなり高騰いたしております。こういった中でシイタケの生産量と生産単価から比べますと、この費用がかなり高くなってきている。シイタケの業としてのなりわいも難しくなるということも考えられますので、そういったものを含めて考えたところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今お答えいただいたように、シイタケの原木については令和3年度まで2万7,500円、それが3万8,500円と、立米当たりですぬ高騰しておるということでございます。

そのような状況の中で、今年度、購入原木に対する補助が購入額の3分の2、これが来年度から立米当たり1万円、自家原木については立米当たり5,000円だったのが立米当たり1万円という補助額が変更になるということでございます。自家原木の生産者の方にとっては立米当たりの補助金が倍になるということで支援が強化されるということになりますけれども、一方、原木を購入されている方、これにつ

いては支援の内容といたしますか、購入されている方にとってはこの支援についてはどうなのか、担当課長にお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えいたします。

まずは、もちろん自家原木の方はですね今までどおりとあって、また補助単価も上げるということがございます。ただ、原木購入の補助がなくなるわけではございません。これは生産組合のときもいいましたけども、一律に1万円ということですので、自分の山を持っていない人は近くの山を見つけて自分でされる方法もありますし、生産組合の中でですね協力いただいて出されて、その人の分を買うということもあろうかと思えます。いろんな方法で取得していただいた分につきましては、一律1万円という形に考えておりますので、購入原木との区分けというものがないというふうに考えていただければと思います。

併せまして、現在、補助金、昨年につきましては22団体申請いただいておりますけども、購入原木だけという方は、実際、その中でも少ないというのもございます。ただ、こういった方々も補助金をやらないではなくて、いろんな考えを持って原木を取得していただければとは思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 自家原木の方に対しては支援が2倍になると。購入されている原木の生産者の方にとっては原木の補助が3分の2から立米当たり1万円になるということで、考えてみると原木を購入されている方については経費が上がるといいますか、買うのに今後厳しくなるのかなという気がいたしております。

そんなところで変更内容について、原木を購入されている方の御意見というのは特になかったのかどうか、そのへんのところ説明をされたと思えますけれども、自家原木の生産者の方、あるいは原木を購入されている生産者の方、それぞれどのように考えをお持ちなのか意見をお聞きされたのか、ちょっと教えていただければというふうに思います。担当課長お願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、生産組合での説明をさせていただいております。そこでの御意見としてですけど、まず前段です、このシイタケ補助金、平成3年から進めております。こういった補助金につきましては、県内でもですね種ゴマはかなりあると思えますけど、原木、また一時期はうちは資材も支援しております。こういったものにつきましては、他の地域ではそう見られない支援だと思っておりますので、生産者からはですね継続してほしいという御意見をまずいただいているという前提でございます。

す。

その中で、もちろん自家原木の方は、どちらかという増額となりますので御理解いただいたものと思います。購入原木の方については、以前の補助内容の継続の意向もあっておりました。そういったものもありましたけども、先ほど言いましたように、今までどおりの購入者が先がないということが一番の原因と。3万5,000円は3分の2の助成でございましたけども、これ以外で、例えば2万で購入するとかいろんな方法がございます。ですので、そういったものも踏まえてですね組合あたり、または個人の方、そして五木にはクヌギの山には結構ございますので場所のいいところとか紹介とかしてすれば村でもできますよといった、そういった情報につきましてもお話をさせていただいているところでございます。100%理解いただいたかというのは難しいと思いますけども、現状、変えた理由とそういった協力体制等につきましては説明をさせていただいているところです。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 原木を購入されている生産者の方については、今後のシイタケ生産の経営に大きなリスクとなるのかな。そのへんのところは今、担当課長がおっしゃったようにですね原木を購入されている方については原木の価格について、何とか下がるようなですね対策といいますか、そういうところをして、なるべく購入されている方の経営に影響がないような方法といいますか取組等を考えていただければというふうに思います。それでないとですねシイタケの生産が、また今後大きく減っていくというようなことも考えられますので、そのへんのところは担当課長のほうにはよろしくお願ひしたいと思います。この件について、村長はどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、担当課長のほうでいろいろ数字も上げていただいて説明があったわけですけども、実は私もシイタケの生産組合の総会には参加しておりまして、令和8年度からの変更については私のほうも説明をした経緯があります。その中で、今、黒木議員おっしゃいますように、特に購入原木の今まで購入された方については非常にこれまで、ここにありますように大体3万8,500円で購入いただいております。これについては3分の1、いけば生産者が負担しておりますけども、これについては額でいいますと大体1万3,000円ぐらい負担をされております。これについては、自家原木の方は、これまで5,000円の村の補助を出して、それでなりわいを立ていただいて、これを今回1万円に上げましょうということで、それだけ、先ほど土肥課長のほうからありましたように、いけば生産組合の内部、また原木をたくさん持つ

ている生産農家の方から、いけば購入原木として今まで買われた方が買ってでもいいですよという制度にしておりますので、今まで1万3,000円負担のところをですね、それが1万3,000円を越えないような範囲の中でやっていただきますと、非常に村としてもありがたいというふうに思っております。特に、この制度がスタートしたときには大体2万5,000円と、それぐらいの補助が立米単価だったんですけども、それについての村も2分の1とか3分の2の負担をしてきたわけですけども、立米の3万8,000円、9,000円になってきますとですね、これが本当に村の特産としてのなりわいとして、これが永遠と将来も続くかというときには、これだけの村が支援をしながらも、その中でやはり獣害の被害があったり、生産者が高齢をされたということもあって生産体系の在り方をですねこのあたりを見つめながら、今回、令和8年度は、今申し上げたようなことで生産組合は理解をいただいておりますので、そういう中でいろんな課題が出てきたときにはですね村としてもしっかり取り組んでいきたいというふうには思っております。

それと、先ほど中村議員さんのほうからもあったように、非常に高齢化しております、若い人たちがどうやってそういう産業に入って行って業をなしていくかというときにはですね、やはり利益性をですね経済的な問題とすれば経費、あと収益のバランスが必要かと思っておりますので、その部分を永遠と村がですね、2万6,000円も今補助をしているという考え方は非常に将来の窮屈な生産体系になりますので、この機会に、自家原木はありますので、そういう皆さんと生産組合の中で調整をいただいて、しっかりこれまで購入された方についても協議の中で提供いただいて、それについては村の支援もやってきたいということで考えておりますので、そういう糸口からしますと、林業全般で申し上げればですね、今、林業を自分でやる人も増えてきましたので、そういう方々の1つの副業としてもですねそういうシイタケ生産に入りやすい環境が整うことを目指しておりますので、そういう生産者の底辺の拡大も含めて、今回、自家原木については1万円の立米補助しましょうということになっておりますので、これについては令和8年度は生産組合承認いただいておりますので、この体系で動かしていきたいというふうに思っております。この中で令和9年度については、その中の課題とか、新たな林業者の参入とかあればですね、また新たに制度を検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきながら村としても支援をしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） シイタケは本村にとってですね大事な特産品、またふるさと寄附金の返礼品としても人気のある商品になっているようです。そのような中でです

ねシイタケ生産が減少していくと、村にとっても大きなマイナスになると思いますので、これに歯止めをかける対策、先ほど言いましたけれども、原木を購入されている方の支援についてもですね、担当課でですね余りリスクにならないようですね何か方法を、課題を見つけてですねそれを解消していくというふうなことで取り組んでいって、特産品シイタケの生産の維持、あるいは今後増産していけるような体制を取っていただければというふうに思います。担当課長として、今後考えられる取組等について何かお考えをお持ちならお尋ねをしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは生産者、生産量につきましては、先ほど4番議員のほうにもありましたけれども、シイタケだけでなく全産業につきまして減少であります。特にシイタケにつきましては、この10年間で、補助事業を利用される方が大体3分の2、生産量も3分の2に減っております。ただ、これにつきましてはなかなか増というのは難しいところでございますので、村としましては、これを維持できるように、先ほども説明しましたけれども、平成3年度から進めておりますこの事業につきましては継続を何らかしていきたいと思っております。

ただ、こちら、あくまでも産地化をつくるものでございますので、ある程度の量、やっぱりこれを販売していただくというのが目的でございますので、自家消費といったものではなく、販売する特産品として、やっぱりそれには最低限の数量であったり、もちろんなりわいとして業できないといけませんので、そういったものを今後も検討しながら、そういう業としてなり得るようなことにつきましては支援していきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） よろしくお願ひしたいと思います。この点について、村長、改めて今後のシイタケ生産の量の維持、今後のシイタケ生産に対する支援の在り方、これについては村長としてどうお考えなのか、改めてお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

シイタケ生産のですね今後の支援等についてということでもありますけれども、先ほど担当課長が申しあげましたように、すべてについてはやはり人口減少、高齢化によってですねいろんな産業の衰退が顕著に表れてきている時期だと私も捉えております。これについてはやはり新規参入とかですね、若い人の世代交代を早くやっていくべきということで、それに基づいたいろんな補助体系の在り方、これを探っていくたいというふうに思っております。特に原木シイタケについては、非常に労働

的に原木をかなり扱う量がありますので、かなり体力的なものが求められたりですね、また各スーパーの市場あたりもですね、今、ふるさと納税の返礼品でシイタケは上位にありますけども、スーパー等を見たときに原木シイタケと、あとは菌床の比較がですね非常に最近では価格が縮まってきているように、私もたまにスーパーに行きますけど、見ておって、五木の原木シイタケのブランドの産地化を含めてですねしっかり高値で売っていくと、それを都市圏に売っていくのはどこかありますけども、そういうものをしっかりつくりながら消費を見つけてですね高い価格で売っていったら、それが生産者の方に、これだけ労働をやっても単価で返ってくると、そういうものがないとですねしっかりした経営にはなっていないので、そういうのを含めてしっかり全産業も含めてしっかり支援、また検討をしてきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） シイタケの生産については、村長以下担当課、よろしくお願いをしたいと思います。

次にですね安全・安心な地域づくりの関係でお尋ねをさせていただきたいと思えます。前回もちょっとお尋ねしましたけれども、村道穂楊枝線、これについて再度確認をさせていただきたいと思えます。前回のお話では山が動いているのではないかということで、令和6年度から観測調査をしているということでございました。また、いつ崩れるかわからない危険な状況であると、そのような状況であるので、現在2トン以下の車についてですね通行可としている。また、路肩が40センチから50センチほど沈下しており、大きなクラックもあるということでございましたけれども、現在の状況はどうなのか、改めて担当課長にお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

改めて現在の状況ということでございますけども、山自体が動いていると申し上げましたけど、具体的にといいますか、道路の路肩が動いているという状況でございます。路肩の沈下とかですね、また樹木や路肩のドカ堀、それに併せて樹木も生えているところが少しずつ滑落したりしておりまして、路肩の岩盤がむき出しになっているという状況でございます。クラックですね、亀裂、むき出しになった岩盤にクラックが見られ、そのクラックに降雨のときに雨水が流れているという状況でございます。その影響か、少しずつ沈下が起こっているということでございますけども、それは今のところ路肩だけでございまして、道路本体ですね、いわゆる路体と申しますけども、道路本体については沈下または崩落といいますか、それは見られない状況でございます。これに判断して、2トン車以上は通行禁止としている状

況でございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 現在ですね、この村道穂楊枝線については2トン車以下については通行できるということで、地域の人たちですね、地元の人たち、あるいは森林所有者の方も軽トラ等で通っておられます。私も何度か現地を見させていただいておりますけれども、やっぱり路肩のですね下の擁壁の下が崩れているということで、地元の人でも当然ですけども、不安を感じながら、いつ、この路肩が崩れるんじゃないかということで不安を感じて通行されているようです。担当課長としてですね、この路肩の擁壁の崩れとかそういうところについては、通行についてはそこまで、通行しても大丈夫なのか、あまり僅差はないのかというふうに考えておられるのかどうか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

先ほどの私の答弁ですね回答といいますか、その状態で通っていいのかというお尋ねだと思います。穂楊枝線の当該場所の路肩、崩壊箇所でございますけれども、遡れば平成28年の災害でも被災し、災害復旧をしたところでございまして、その間から2トン車以上は通行禁止という措置をとっていたところでございます。そういうものも鑑みまして、また先ほど言いました、道路路体本体は沈下をしていないというところから、この状況、通行規制をしているところです。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 先ほども申し上げましたけども、何回かあそこをのぞいて様子を見ております。その中でですね地域の人たちは「本当に大丈夫なのかな」と、ちょっと恐怖を感じながらですね、危険を感じながら通行されているようなことも聞いております。

地域の人たちとかですね、あと、林業関係者の方は穂楊枝線が一日も早く安全・安心な道路として、安心して通行できることを待ち望んでおります。村としてですね今の状況、観測とかですね調査、これについてはいつまでこの観測を続けていくのか、今後の対策等を考えておられるのか、計画があるのかちょっとお尋ねをしたいと思います、担当課長。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

この状況をいつまで、状況の打開があるのかというようなことだと思っております。おっしゃられるとおり、下の川辺川から約30メートル、40メートルのところにございます。崩落中といいますか動いているので、もし、そこが一気に崩れ落ちて

川がせき止められるということも十分考える範囲でもございますけども、村としては、今のところ状況、推移を見守るしかないと思っておるところでございます。といいますのが、動いている以上、それを今、観測中でございます、何かしら手を施して加えるということになりますと、それが原因で崩壊するということも考えられますし、これは恐らく、今現在、村が、白蔵線のところであり、山が動いているというところで、あそこも大きな工事をしているところでございます。来年度予算にですねしかるべきこの付近の調査を含めた予算を計上し、この周辺も含めたところで、また推移を見守るべく事業をしたい、調査をしたいと思っておるところです。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今、まだしばらくは状況を見ていくというお話でございますけれども、何回も言いますが、今、2トン車以下の車については通行可ということでございます。ただ、地域の人たち、あるいは関係者の人たちは危険を感じながら通行しているということでございます。道路が少し動いているというお話がありましたけれども、村長、万が一ですね通行中に道路が決壊したとか事故があったとかいった場合には、また違うような問題が発生するかと思われまます。そのような危険な状況でありますので、村長としてですねこの状況をどう捉えられているのか、何回も言いますが万が一のことがあったらですね、通行中に路肩が崩れて車が転落するとか事故があるとかそういうことがないとは言えませんので、そのへんのところを踏まえて村長はどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

村道穂楊枝線については、今、担当課長のほうが申し上げたように、大変住民の方には、特に林業関係、いろんな素材生産もできない状況になっておりまして、そういう中でも、今ずっと経過観測はですね毎年やっております、その中で変動については確認をしているということになってきていると思っております。特に路肩の基礎部の穿掘部分がちょっと動くということで聞いておりますので、路面についてはまだそんなに変状はないということで、今2トン以下の車両の通行可能となっておりますけども、そこをですねやっぱり生活道路としたらしっかりそこは確保しながら、路面に変状が来たらですね観測の中ですぐ通行止めにして安全の確保を図るような調査もするということになるかと思っておりますけども、先ほど説明がありましたように、現在についてはまだまだ、路面についてはまだ動きは感じられないということでもありますので、現状の観察を今やっているという現状かというふうに思っております。

その中で、先ほど担当課長が言いましたように、令和8年度の予算編成においてはですね、あの周辺一帯の地質調査も含めてどういう設計があるのかということ踏まえての予算を計上すればということ相談があつておりますので、そういうのを踏まえてですねしっかり対応についてはこれから進めていきたいというふうに思っております。

林業事業所のほうからもいろいろ御相談が来ておりますので、早くあそこの解決をして林業の活性化につなげていければというふうに思っておりますので、そういうものを踏まえて予算組みには入っていききたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今、危険な状況は変わりませんので、擁壁の内側から土砂が流出するとかそういうことも考えられますので、担当課としてですねたびたび行って状況を確認しながら通行される方の安全・安心、これについては十分確保していただくようお願いをしておきたいと思ひます。よろしく願ひしたいと思ひます。

次にですね、2点目ですけれども、防犯カメラの設置に対する助成等についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。前回は3番議員さんからお話がありましたけれども、近年、日本各地でですね様々な凶悪犯罪が多発して、連日のようにテレビ等で報道されております。それについてはですね都市に限ったことでなく、五木のような田舎でも起こりえる、油断できないような状況になっていると思ひます。防犯カメラはこういった凶悪犯罪等についてですね非常に大きな役割を最近果たしてですね、早い犯罪者の逮捕とかですね、あるいは追跡とかですね非常に有効な活用をされています。

さきの定例会で総務課長から防犯カメラの助成については検討しているということでお話がありましたので、その点について確認をさせていただきたいと思ひます。村としてですね現在、あれからどのように協議されたのか、検討経過、あと補助の内容等、決まったこと等があればですねわかる範囲でお答えいただければというふうに思ひます。よろしく願ひします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

先ほど言われたとおりですね9月の定例会で西村議員から同じ質問がありまして、そのときの答弁とちよつと重複する部分もありますけれども、補助要項のたたき台はできあがつております。質問にあるようにですね対象者ですね、戸数、1世帯何個までかと思うんですが、補助金額についてお答えしたいと思ひます。まだちよつと調整中のところではございますが、現段階ではですね、まず対象者については、前

の答弁でも言ったんですが、車の急発進防止装置の補助、あるいはドライブレコーダーの設置補助のベースに考えたいと思っているんですが、車関係のやつはですね対象者が65歳以上でございます。御存じのとおり、犯罪は65歳以下、若い人からも犯罪は発生しますので、そう考えたら全世帯になるのかなと思っています。もちろん世帯主さん対象ではございますけども。

1点目の戸数につきましてはですね基本1世帯1台。というのがですね、これもいろいろ補助制度をつくる上で考えるときに、余裕がある方は何個でも申請して幾らでも補助金をいただくというのもちょっと困りますし、逆のパターンで、高齢者、1個でも付けるのが大変だという方もいらっしゃると思います。基本的に1世帯に1個だけというベースで動いております。

それから、最後の、補助金額につきましてはですね、これも西村議員のときに申し上げましたが、8月にホームセンターに私は行って写真等を撮ってまいりました。安いもので5,000円、高いもので5万円ぐらいしました。取り付けもありますので、そのときに店員に聞いたのが取り付けはどうなりますか、幾らですかといったらですね、やっぱりその箇所、箇所、うちは五木村ですね、箇所、箇所違いますので、そのときに取り付け費は聞いてくれという話でした。

また、先ほどの急発進防止とドライブレコーダーの設置補助は90%補助でございます。急発進防止はですね、ニーズは今まで令和元年からして2人しかおりませんでした。もちろん10万円以上かかりますので、補助金額は5万円が上限、ドライブレコーダーは2万円でございます。問題の補助金額は1万円で、その2分の1程度を、補助の上限は1万円で、例えば2万円のものであったら2分の1の補助を考えております。

先ほど申したとおりですね、高齢者ばかりが犯罪に巻き込まれるわけではございません。本村の世帯数は450世帯ほどございますけども、補助の上限を1万円としても450万円かかってしまいます、皆さんが申請した場合。これは前も言ったんですが、令和8年度当初にはですね要項をつくって予算を上げたいと思いますが、とりあえずのところは20件分ぐらい上げて、20万円ですね、そのニーズを伺いながら、20万円を超える場合はその都度の定例会等で補助金の積み増しをお願いしたいと思っています。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 五木村はですね小さな集落が広範囲に点在し、しかも人口減少、高齢化、独り暮らしの方の世帯も多く、地域社会を維持していくのが難しくなっている集落も存在しております。防犯カメラの設置についてはですねそのような地域の人たちが安心して暮らせる一助になり得ると、また、防犯意識の向上にもなり得

るというふうに思っておりますので、防犯カメラの実現についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3つ目の項目についてお尋ねをさせていただきます。林道相良五木線の災害復旧工事の状況についてお尋ねをさせていただきます。仰烏帽子山に登る登山道等に通じる林道相良五木線、これが令和2年の豪雨災害によって、それ以降、長い期間通行止めになっております。このことは五木村の観光にとっても少なからず影響が生じており、観光客の方、登山者の方、この方たちにとって一日も早い林道の復旧が望まれております。林道相良五木線の災害復旧工事の現在の状況、あるいは仰烏帽子山の登山口まで通行できるようになるにはいつ頃には通行できるようになるのか、今後の見通し等についておわかりになれば担当課長にお答えをいただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

林道相良五木線の災害復旧工事の状況についてということでございます。令和2年の豪雨、また令和4年台風14号、大きく原因した年がそれでございます、また今年もちょこちょこ被災が起きているところでございますけれども、現在の状況は、12カ所でございます、災害の箇所が全12カ所被災してございまして、完了が1カ所、施工中が1カ所、あと未発注が10カ所と箇所数でございます。

なぜ未発注が10カ所かといいますと、御承知のとおり、いわゆる手前側の工事が完了していないがために、その先線の災害箇所の復旧ができていないという状況でございます。ならば反対側から着工ができるかということでございますけれども、仰烏帽子の話が出ましたが、第二登山口、折り返したところからが相良側になって相良五木線があるわけでございますが、相良村側についても令和10年まで工事が完了しないということで、とにかく手前側から、五木側からですね工事をやっているとございまして。今工事中の箇所がですねかなり大きな被害でもございまして、さらに増破とかですね毎年毎年、少なからず施工箇所が大きくなって変更、変更と、重変ということと起きているところでございまして。

今後の見通しにつきましては、今現在、大規模な工事、手前側がですね令和8年5月に完了予定でございます。その完了を終えて残る10カ所についても順次着手していくところでございまして。令和10年2月には全箇所の完了を今のところ見込んでおるところでございます。

議員おっしゃいますとおり、観光資源である仰烏帽子登山でございます。車両はなかなか通行はできませんけれども、どこならばできますというような御案内も起きているところでございまして、仰烏帽子には防災行政無線の基地局がございまして、そ

ちらのほうの給油も毎月のようにでてくるところでございます。そちらについてはですね先線のほうに車を置いて少しでも行けるような措置を施してしているところでございますけども、そこについては一般の方は通行はできない、徒歩であれば行けますよというような対応をしているところでございます。おっしゃいますとおり、とにかく早く復旧のほうは行っているところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 林道相良五木線についてはですね五木村の観光にとっても重要なものとなっております。仰烏帽子山に登られる方等にとってはですね貴重な登山ルートとなっておりますので、できる限りですね、今工事されているところは来年の5月には完了するということですので、その後、何とかですね、少しでもですね通れるようなことになれば本当に観光客にとってはありがたいというふうに思っておりますので、できるだけいろんな対策とかですね対応で通れるようなことにですね、一日にも早く通れるようなことにしていただきたいというふうに思っておりますけども、一番手前の令和8年5月の工事完了の後にはどうにか通れるようにはなるのでしょうか、担当課長、ちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

先ほど言った手前側ですね8年5月には完了予定と言うことで、完了した後、その次は通れるようになるのかという御質問かと思えます。残り10カ所ということでですね、工事規模にしましてはそれぞれ大小ございます。その後、先線のほうはですね復旧延長が最大で138メートルの工事もございます。様々なところで根継工とかですね擁壁工とか、道路の崩落等ございまして、一概にはすぐには車両としては通れませんが、仰烏帽子に登山したいという方がいらっしゃれば徒歩で行けるような措置はするところです。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 一日も早いですね完全復旧についてお願いをしたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは最後にですね学校教育関係についてお尋ねさせていただきたいと思えます。まず、1つ目ですけれども、1点目、文部科学省がですね4月に実施した小学校6年生と中学3年生を対象とした全国学力学習調査についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。新聞によりますと、全国平均の正答率が国語と算数、数学で小中ともに前回2024年度より下がったと、これは単純比較はできないということでありますけれども、結果として前回より下がったと。また、各教科のですね「授業

がよくわかる」とした児童・生徒、これは小学校6年の理科を除いて減少していると、また、授業内容がよくわかるかとの質問に対して、「当てはまる」と回答した割合が小中全教科で前回は下回ったというようなことが新聞で報道されております。授業以外の学習時間では、「平日1時間以上勉強している」と答えたのは、小学校6年で54.3%、中学校で61.7%。この割合は平日、休日とも減少傾向にあるということでした。熊本県の教育委員会が公表した内容も同じような分析になっているようです。

五木村の学校ではこの調査のですね分析をされたのかどうか。分析結果はどうだったのか、何か課題等があったのかちょっとお尋ねをしたいと思います。教育長お願いします。

○議長（早田吉臣君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えしたいと思います。

今質問ありましたように、全国学力調査及び質問枝調査についてはですね例年4月に行われております。本村の状況はどうかということですのでございます。先ほどありましたように、今年度は国語、算数、数学、そしてそれに1教科ということで理科が追加されて実施されております。

まず、対象が小学校6年生と中学3年生ということで、本村の場合では非常に人数が少のうございます。それで、具体的な数字等は控えさせていただきたいと思いますが、小学校の場合ですね国語と算数が全国及び県平均を若干下回っておりました。それから、理科は全国及び県平均と大体同じぐらいということでもあります。結果を踏まえてですね課題があるものについては、学校で分析を行い、個別に指導に取り組むようお願いしたところでもあります。今後、指導強化が、今現在臨まれてやっているというところがございます。

次に、中学校ですけれども、これも調査対象がですね国語、数学、理科ということで、これは1名ですので、単純な比較はできないんですけれども、大幅に全国平均、県平均を上回ってすばらしい成績であったということを聞いております。中学生についてはですね継続して維持できるように指導をお願いをしているところがございます。

それに対して、課題についても御質問ありましたけれども、結果についてはですね個別の課題がそれぞれにあります。これは観点別といいますか、国語で言えば読み書きとか書く力とかいろんなありますが、そういったところを確実に分析を行うように学校のほうでは行っております。小学校のほうで、まず算数では非常に正答数といいます、それが少ない、偏りがあるということを聞いております。個人によって非常に格差があるということも聞いておりますので、個別に合ったですね指導

をお願いしておるところでございます。

それから、学校全体の取組としてはですね週2回、学力の充実の時間というのを設けられて、計算とか漢字の学習を入れて定着を図る取組をされているというところでございます。

次に、中学校では、先ほど申しましたように、非常に高いところがございますので、特にその中でも国語がですね記述式といいますか文章を読み取って、その内容についてどうだったかというその対応ですね、その付近がやや難しいということで、そのことについては個別に継続的にドリルなどをしながらやっておるところを学校から取組で行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今、教育長がおっしゃられたようにですね本村における課題等については、来年度ですね小中一貫教育ということになりますので、新たな学校のスタートということも併せてですね課題等の解消に努めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、文部科学省はですね全体的には課題として国語はですね根拠を明確にして書くこと、算数・数学は数学的表現で説明すること、あるいは理科は化学変化の理解、これなどを課題として上げられております。本村におきましてはこういうこととはまた課題があるかと思ひますけども、課題解消についてですね新しい学校の開校に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね小中学生の読書についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。まず、教育長は読書ということについてどのようなお考え、イメージをお持ちなのか、まずお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（早田吉臣君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） 読書についてですね私の考えはどうかということでございますけれども、読書はですね非常に大事な部分だと今考えております。特に子どもたちにとってですねやっぱり小さいときから本に親しむ習慣といいますか、そういうのが培って、いろんな語彙力とか読解力とかそういうのをですねして豊かな感情、情操教育にも非常に大事だということで、やはり学校においてはしっかりその普及をですね、家庭においても同じですけれども、やはりそういったところで読書の大事さをいただければと思ひます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） これも新聞の公表によるんですけども、進研ゼミとかこどもちゃれんじというので通信教育や出版元の事業を展開しているベネッセコーポレー

ションという会社がございますけれども、この会社が2024年に小中高生とか保護者に尋ねた調査です。ね「読書をしていない」、「読書時間がゼロ」という回答がですね52.7%、半分以上読書をしていないということの調査結果が出ております。これは2015年のときにはですね34.3%ということで、大幅に読書をしていない子ども、小中高生が増えた。一方ですねスマートフォンの使用時間は、これに反比例してですね伸びている。スマートフォンの使用時間が長いほど本を読む時間が短くなっていると、このような傾向が見られたということです。

教育長はこの調査結果についてどのように思われますか、お尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

御指摘のとおりですね、今現在、子どもたちの読書量というのは非常に少なくなっているというのは承知のところでございます。特に今、お話がありましたようにスマホとかSNSとか、それからゲームとかですねそういったところに子どもたちが行っている傾向にあるということで、やはりそういったところを意図的にですね、やっぱり改善していかなければ読書の時間等はよくなるまいだろうということで、やはり学校とか家庭とか連携しながら、子供の読書の時間をですね意図的につくっていくことが大事かなということで、学校と家庭、連携しながらですねそういったことはやっていく必要があると考えております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 一日のですね読書時間、これについても公表されております。

小学校4年生から小学校6年生までで平均で15.6分、高校生で10.1分、スマホの使用時間については小学校4年から小学校6年生までで1日当たりで33.4分、中学生で95.7分、高校生で138.3分と、そういうふうなことが出ておりました。

五木村の小学生、中学生については調査はされているのかどうかわかりませんが、この調査をした東大の教授、教育心理学の先生でございますけれども、読書と学力は関連しており、授業の中で紙や電子の書籍に触れる機会を増やすことが必要だ、このように指摘をされています。また、読書は、先ほど教育長が言われましたように、学力に限らずですね語彙力、読解力、思考力、集中力、創造力、コミュニケーション能力、多岐にわたってですね能力を向上させることが効果がいわれており、また、知識や教養を深めることもいわれております。ストレス解消やリラックス効果も期待できるということでございます。学校ではですね書籍に触れる機会をどのように確保して、どのような取組を行っているのか、おわかりであれば担当課長か教育長、お答えをさせていただければと思います。

○議長（早田吉臣君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

読書について、学校でどういう取組をしているかということ、家庭も含めてですね学校のほうにいろんな取組状況をお聞きしたところですね、まず小学校では週2回読書時間を確保しているということで、休み時間に10分間読書の時間を作っているということ、それから、毎日家庭で、全学年、5分程度の音読の時間を設定しているということでした。

それから、小学校も中学校もですけども、月一回ほど読み聞かせの時間をボランティアの方々が来て行っているということ。それから、中学校でですね学校経営の中の柱にですね読書週間の確立を上げているということでした。週3回、朝自習の時間、15分程度読書時間を設定しているということでした。読書だよりとか家庭のほうにも出して、家庭と一緒にですね読書活動の啓発を行っているということでした。来年度から義務教育学校が始まります。読書の大切さをですね知る意味で、来年度の特別な科についてはですね読書科を計画をして、今、どういう取組をするかを学校の先生方で練ってやっているところでした。年に何時間ぐらい確保するか、そういったところを取組しながら読書の大切さをですね、義務教育学校になっても引き続き、大切な部分ですので取り組んでいきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 自然豊かな五木村で来年度から新たな小中一貫教育の五木学園が開校します。小中一貫教育においてですね教育環境がさらに充実し、読書を通じてですね児童・生徒の皆さんが心身共に、より大きく成長されることをですね期待しております。教育委員会として、今後ともよろしく御指導いただければというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（早田吉臣君） これで、黒木議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。11時半まで、10分間です。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開始します。

次に、5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 5番、園田です。それでは、質問に入らせていただきます。

まず、1番目に、水没地にある施設の移転・移植について。9月定例会で私の質

間で平場を造成しても、そこを使う人がいなければつくらなくてもいいのではないかというような内容の質問をしたと思います。そこで村長の答弁は、利活用がないからつくらないということではない。東地区のグランドデザイン協会のほうからの提案をもとに、その方針に添ったところで計画書なりをまとめていきたい。いろいろな関係事業所、また皆様から御意見をいただいてそれを現実にしていくことかと思っております。要するに、平場の造成は進める、このような答弁であったと思いたすが間違いございませんか、村長。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、園田議員のほうからありましたように、9月の議会でその質問については、私のほうで一言一句覚えておりませんが、そのような趣旨で申し上げたというふうに思っております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それでは、平場の造成を始める前に、頭地代替地全面の平場の造成については、溪流ヴィラの建物、シカ解体所、歴史的樹木等がまだ残っております。平場の造成をするには、おそらくはのり尻からこのような建物が埋め立てられるようなことになるかとは思いますが、その場合、今後の移転先、移転時期、どのように考えておられるか、お願いします。ダム対策課長、お願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、ただいま御質問がありました水没地内にある現在の公共施設であったり、文化的な樹木等についての移転先、時期についてお尋ねがありました。

ダム対策課のほうからですね五木村東地区村づくりグランドデザインの観点からお答えをさせていただければと思います。本年9月にですね五木村東地区村づくりグランドデザインのほうを、今年3月に御提案をいただいた意見書を基に策定をさせていただいたところでございます。

まず、シカ解体施設につきましては、御意見の中でですね土会平地区に移転先を候補としたらどうかというような御意見もあります。今後ですね関係者、あるいは担当課と、あと、また国のほうと協議をしながら移転についてはですね進めていきたいというふうに思っております。

また、滞在型観光施設であります溪流ヴィラ五木につきましては、移設を前提に、移設先や施設の内容、料金体系、運営主体等についてですね、よりよいものになるように、これまでの運営経験や専門家の意見等を踏まえ検討を行うこととしており

ます。

また、地域のシンボルとしてこれまで継承されて村民に親しまれてきました田口のイチヨウにつきましても、国においてですね移植に関する検討や学識者による現地調査等を経て、平成24年に意見をまとめられておりますが、現時点においてはですね移植等の方針検討についてはこれから国と協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、元東小学校運動場、現在のヴィラ五木のところにあります大ケヤキについてもですね同様の状況でございますけれども、こちらは村の有形文化財に指定されております。現状変更や保存に影響を及ぼす行為をする場合は、原則、教育委員会の許可が必要となっております。こういったものも関係各所と協議しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、川辺川の流水型ダムによる洪水調節が行われた場合、ダムが完成してですね大雨による洪水調節が行われた場合、現在、田口の大銀杏があるところは、おおむね15年に1回程度、大ケヤキのところは10年に1回程度の冠水頻度となることが国のシミュレーションで示されているところでございます。洪水調節ルール等の検討の進捗により変動する可能性もございますので、村としましては冠水頻度等を踏まえ、イチヨウやケヤキの生育について影響を把握した上でですね必要に応じて学識経験者等の意見を聞きながら、移植の可否を含めて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

移植する場合はですね移植場所、先ほどありましたように、どこに持っていか、そういった、新たな平場に持っていか、どこに持っていか、そういったものも関係の皆様と御協議をさせていただきながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 今の話だと、まだ具体的には検討する検討会なり、そういうのもまだないのですね。今後、今から進めるということであれば、私はこれはできるだけ早めに立ち上げていただいた方がいいと思います。なぜかといいますと、五木村は今の状況は待たなしの状況だという言葉は、村長も皆さん使っておられまして、早めに、国土交通省にも平場の造成を要求する立場ですので、自ら五木村が自分たちで考えなければできないことですよ、自主的な考えが入ってくるわけですので、そこをもって五木村の木はどこにします、あれはどこにしますというのはちゃんと考えを示した上で国とその後の交渉は当たらないと、今の時点では国は、村の財産があります、村の考えをはっきり示された後でないと、そこに着手できません、造成にですね。そうおっしゃられても、それは国サイドでいわれることがもっ

ともなことだと私は思います。ですので、そういうのは早めに立ち上げていただいて、移転先をつくって、ひとつ、仮にシカ解体所も引き続き交互にできるようにしないと、解体しました、じゃあ移転先はどうしましょうか、その間の捕獲された後についても無駄になりますし利用できませんので、切り替えもできるように早めに検討会なりを立ち上げていただいて、準備を進めていただきたいと思います。その点、どうでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、園田議員おっしゃるようになりますね本当に村の振興等については待ったなしのところであります。おかげをもちましてですね、国等の動きについてはいろいろ新聞等で報道されておりますけども、ダム事業の認定についてですねいろんな公聴会もやっていただいて、この前は球磨川漁協さんとの補償契約も締結いただいたということで、いよいよ認定中の認可を待ち、いろんな工事が進むというふうに思っております。

そうしますと、下の平場等造成についても、今ちょっと虫食い状態でありますけども、いろんな形の中で住民の方にも示していく、いよいよ時期が来たというふうに思っておりますので、内部においては国のほうとは十分協議を進めている段階であります。

その中で、今、御心配の溪流ヴィラとかシカの解体施設とか、また金川にはシイタケ生産施設もありますけども、そういうものについても早く適切な場所を確保して、そこに移設を願うようにして、特にシカの解体場とかはですね、これは連続性が必要になってきますので、移設のところは早くやっていただいて、機能をなおした後に解体という方向が一番ベストかなというふうに思っております。

それとまた、田口のイチョウの木とか、ケヤキの木もそうでありますけども、これについてはもともと貯留型のダムの話のときからですね、どうやってこれを移設をしようかという話は随分進んでおりまして、特に田口のイチョウの木については、一回、樹木医のいろんな専門家の方が来て根切り、頭もクレーンで切ったあれもあってですね、非常に痛い思いをイチョウの木はしているんですけども、そういうのも含めてですね、例えば、今、ダム課長が言いましたように、10年に1回とか、冠水頻度でいえば10年に1回の冠水頻度でありますけども、この前に試験湛水という満水にするかどうかという話がありますけども、こういう技術等についてもですねこれから先、10年後の話かと思っておりますので、いろんな国の英知をいただいて、これは貯留型のダムではありませんので、当然、流水型のダムでありますので、環境負荷の少ない試験湛水のやり方というのも国には考えていただいて、またそういう浸

水頻度もですね、また運用を精一杯いろんな活用をいただいて、なるべく浸水頻度が少なくなるようなことも踏まえてですね、これをしっかり移設するなら移設すると、国と協議を進めていきながらですねそういうものの利活用、また平場の位置の決め方と、あと水没地の、当然将来の利活用も入ってきますので、そういうのを総合的に判断しながらですね、しっかり遅れないように対応を進めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それでは、早急にですね、繰り返しになりますが、その点、検討会なりを準備していただいて進めていただきますようお願いいたします。

それともう1点、ここを希望される事業者なり住民の方がいらっしゃるかどうかという点も1つ伺いたいと思います。その点のところは、その後、要望がありましたですか。そこをお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいまの御質問は、新たな平場のほうに活用したいという御希望があったかどうかというお話が、村のほうに相談があったかというお話かと思えます。

今現在、直接はありませんけども、こういう形で使いたいというお話も少しいただいているところがあります。今後、先ほどありましたように、早急にいろんな協議会等も立ち上げながら、いろんな事業者の関係の方、そういった方の御意見も伺いながらですねどういった活用ができるのかを早急に決めていきたいというふうに考えておりますので、また、村民の皆さま、議会の皆様、事業所の皆様にですねそういう機会を設けまして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） わかりました。

それでは、早急にとということであれば、次の3月の定例会までにとということでしょうか。どういう考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 早急にとということで、協議会のほうとかですね御意見を聞く機会は3月までにですね、できたら進めたいというふうに思っておりますけれども、場所の決定についてはですねいろんな御意見があろうかと思っておりますので、いろんな御意見をいただきながら、できたら早くですね決定は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それでは、早めによろしく申し上げます。

それでは、次に行きます。自宅から車いす利用者の通院等の状況、降車後の自宅までの移動について、このことは以前、住民課長にもお話しております、すみません、福祉課長のほうにお願いします。ここは質問はですね村内各地で、車で自宅付近までたどり着けない世帯は何世帯ありますかという質問です。担当課長、お願いします。

○議長（早田吉臣君） 高田福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

現在、障害者の方や要介護者の方で車いすを利用されております方は、把握しておりますだけで常時車いすを利用される方が3名、通院時等に利用される方が3名いらっしゃいます。それぞれ通院や介護施設への自家用車や送迎車を利用して移動をされる状況でございます。ほとんどの方が自宅まで車で乗り入れが可能な方でありまして、車から降車後、介助を受け、玄関先までの短い距離を車いすで移送されて自宅に戻られているという状況でございます。

なお、1名の方は駐車場から自宅まで、少し距離が離れておられます状況でございます。介助を受け、車いすにより移動されている状況でございます。

今後は、2名の方が新たにですね退院されて、車いすを利用される予定ということで聞いておるところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 高齢化がですね進むにつれ、車いすを利用される、それが必要な方が増えてこられると思いますし、また、急患の対応、火災・災害時の対応も考えていく必要があると思いますので、できる限りですね自宅まで、車から降りて車いすも通れないとか、階段があるとか、さっきも話しましたようなそういうようなところもあられますので、そういう方にもですね用意しておいていただいて、今後話し合いをして、どうしていくのかということもですね話し合いを持たれていただきたいと思います。

そこでですね、これは私の一例ですけれども、平瀬地区から折立に行く村道折立線がありまして、その道路の改良工事のため移転しなければならない平瀬地区住民の方から伺った話がありました。このことは、先日、建設課長に確認いたしましたところ、移転しなければならない世帯が数軒あることは事実でありますということをお話をいただきました。移転を余儀なくされる方々の今後の移転に向けた御苦労もあろうかとは思いますが、移転後が終了しますと、折立線の線形は決まっているとは思いますが、路線脇に残る移転後の空き地、それから、今、現に残る平瀬地区の空き地等を、その地権者の方の同意を得て、平瀬地区全体をですね地域住

民の方の意向をもとに、一体的に整備して、4軒ほど、私が思うのは車が行けない世帯が上の平瀬地区にはあると思いますので、そういうところで、今後、高齢化が進むにつれて車いすを前後から押したり引いたり、なかなか厳しい状態になりますので、自宅の近くまで横道でも行けるような進入路なり、あとは、その空き地の下のほうに移転するなり、いろいろと整備を、地域の方の意向を取り入れたですね整備を考えてみればとありますが、村長、この点、以前から何か懸念されておったということで、よろしくをお願いします。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、高齢者等ですねいろいろな車いすとかの利用者についての総合的な質問かと思っております。その中で具体名を挙げていただいて、村道折立線の改良に伴うところの集落の再編も含めてですね利便性を上げればというお話かと思っておりますけれども、それについては毎回、座談会でですね平瀬地区の方からは要望等も出ておまして、特に集会所が上にあって、そこにちょっと行けないということと、上の住宅の方が狭い道をですね、道路状況も悪いんですけれども、歩いても滑るとか、膝が痛くなったとかそういう話は伺っております。それで、今回、折立線の改良が済みますとですね、そこはちょっと大きい道路が入ってきますので、これは基本的に防災上の措置でありますけれども、その線を利用してですね、集会所のほうには道路がありませんけれども、そういうのは地区と相談して、それから、今度は上へ林道もあそここの山はずっとトヤノタケのほうも入っておりませんので、そういうのも総合的に考えた中で、住民の理解がいただければそういうものも取り組んで、また、いろんな要望等も行政としても聞いていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それでは、その点よろしくをお願いします。

それでは、次に行きます。森林環境税及び森林環境譲与税の取組についてということでございます。まず、最初に、この税金の目的について、簡単で結構ですので担当課長から説明をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは森林環境税につきましてですけれども、こちらにつきましては森林経営管理法という法律ができて、こちらによって、今、放置される森林が多くなっておりまして、森林を誰が管理するものか、どのように管理していくものか、そういったものを各自治体は制度化するというようになっておりまして、それに伴って、今、五木村でも座談会、また林地台帳整理をさせていただいております。

併せまして、森林を守っていくという人材育成でありましたり、木材の利用とか普及・啓発、そういったものをしていって、最終的には公益的機能の発揮ということで地球の温暖化であったり災害防止、また、水源涵養、こういったものにつなげていくということになっております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 森林環境譲与税についての説明は環境税の説明ですかね、今は。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほどは環境税を使った譲与税の利用の方法と目的という意味で回答させていただきました。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それは、譲与税の使い道は具体的には何に使います、どういう作業をしたときにそれは利用できますとかいうのはありますか。その税金は何に使ってもいいわけですか。森林に限定されているということでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほど言いましたとおり、人材の育成とか担い手対策、木材利用促進・普及・啓発、また森林の間伐とかですね、こういったものすべて含めまして、これは森林がない都市圏にも譲与されますので、そういったところにつきましては木材の普及とか地球温暖化防止とか、いろんな森林以外にも使われているというのがございますので、先ほど説明したような、大きく森林を活用する、森林を守っていく、こういったものに活用するというので、小さく、これとこれに使いなさいはございません。ただ、こういうことに使うのはふさわしくないというのは示されているのは、一部はございます。

○議長（早田吉臣君） 若干12時を過ぎると思いますが、このまま延長をして質問を続けます。

5番、園田議員。

○5番（園田 久君） わかりました。

それですね、ちょっと話が今の続きにはなりません、戦後、国の政策で拡大造林が行われました。そこはですね今現在は山奥のところは収穫時期に達してもいますけども、なかなか山奥にあって利用間伐もできない、それから主伐もできないような状況のところがあります。昭和の時代であれば河川集材がメインでしたので、道があろうがなかろうが集材線を張りながら搬出はできたわけですけども、現時点では河川集材で山を伐採して搬出するということはなかなか、私の認識では困難かと思っております。ここについて、認識としては、課長、どのように考えておられますか。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

昭和30年代から造林事業は始まりまして、現在に至っております。かなり大低木に育ってきております。この状況は議員おっしゃるとおり、村も把握しております、そういった対応については今後どうすべきということを行っておりますし、ただ、言われるとおり、現時点で、その以前はですねそういったところも行って作業をされておられましたけども、現時点ではそういうことがなかなかできないという環境、こういったものについては把握してしております。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午前11時59分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 今おっしゃったように、施業をですね今後できないところに環境譲与税を使ってですね、間伐はなかなか遠いところには作業範囲が、チェーンソー、弁当、燃料を持って行くのもなかなか大変なので、私はマキガラシ、その税金を使ってできるのであれば、今後は手鋸と腰鉦ぐらいでできるような、間伐の代わりにマキガラシを一応試験的にやっていただいて、それは村有林も歩いてしか行けないような、掛け橋の山の村有林もあります、そういうようなところを実験的にやっていただいてですね、結果を見ていただいて、それがいいようであれば、今後はそれを活用するのだけではなくて、県のほうにも補助事業のメニューにも入れていただくような方向、そして、これをそうやって山奥でできないところは全国的に間伐のところはマキガラシをして、それが結果的には今後、省力化になって手入れも進むと。環境にもそれは配慮できるような形になる、そこまで持っていくようにですね、

まずは最初にマキガラシ施業をですねやっていただければというふうに、この取組でですね税金を使ってというふうに考えております。今後、そういうのができれば税金を使った取組を考えていただきたいということです。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） まずは、森林環境税を活用させていただいて、五木村でですね現在造林事業、かさ上げを行わせていただいております。間伐、保育間伐、下刈り、こういったもののかさ上げで五木村につきましては、負担金なしの制度を今設けております。そういった意味で森林整備を行っておりますし、ただ、いわゆるように、なかなか集落の上とか道路も入れられない、主伐もできない、そういったところはどうするんだということで、これは村の独自の補助制度をつくりまして、今現在、切り捨て間伐をさせていただいております。こちらにつきましては、場所の条件とかそういったものをつくりながら、水源林のところであったり、集落の上、こういったところにつきましては村のほうで国の間伐の歩掛かりを利用しながらですねさせていただき、もちろんそこには体系木、また道路がないというような経費の案分はさせていただきながら、現在させていただいておりますので、そういったものを活用してしております。

ただ、言われるように、遠い山で、そういった環境になかなか影響がないところをどうするかといったときに、村有林を使ってといいますけれども、村有林は、うちの場合、分収林が多うございますので、どうしても地主の了解も要りますので、そういったマキガラシができるかどうかというのは今後、検討が必要かと思っております。

併せまして、今後、補助事業ですけれども、熊本県の森林環境整備事業の中では、正式にはマキガラシの間伐は補助の対象としなっております。これは何でかといいますと、実施後、林地に残存する古木が二次被害を将来的に及ぼす可能性が高いというのが1つと、そこが主伐をしない、ただ、将来的に万が一、主伐をするといったときには、この古木が施業のときに危険性を及ぼすというのが高いということから、熊本県は対象としておりません。

また、併せて、国もですね標準歩掛かりはつくっておりませんので、国としても補助事業としての、現時点では対象となっております。そういった内容も検討しまして、全然検討ができないというものではございますので、ただ、そういった現状というのを把握しながら、五木にとっていいものか、これは検討させていただきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 今、古木が危険であるとかという話でしたけれども、手入れもせずになびいたり折れたり立ち枯れしておる木が今後も発生するわけですので、マ

キガラシで立っておる木だけが危険があるということはどうかと私は考えますので、今後、そういう取組を実験していただいで考えていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、園田議員の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。次は13時10分から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時08分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 7番、豊永です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に添って質問をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、第1項目めです。新たな五木村振興計画の令和7年度実施計画の進捗状況及び次年度の計画についてであります。振興計画に示された方向性の1から4に区分された事業ごとの内容についてでございます。今年度も残り3か月となっておりますが、これから仕上げの時期になろうかと思ひます。事業によっては、もちろん現在取組中というのもあるし、完了したものもあるかと思ひます。現在の進捗状況と次年度に向けた方向性が決まっていれば、その内容について、担当課長さんに答弁をお願ひします。

まず、1点目です。住みよい村づくり事業です。計画書に、協議会を開催し、グループホーム等の整備について、事業方針と整備箇所を決定するというふうにあります。現在の進行状況についてお願ひします。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えていたします。

これまでに住みよい村づくり推進協議会を開催いたしまして、高齢者向け住まいに係る基本方針を作成してきたところでございます。この住みよい村づくり推進協議会につきましても委員の皆様につきましても、区長代表の方2名、老人クラブ連合会会長、そして民生委員・児童委員協議会の会長様、福祉事業所の代表の方2名、7名と、オブザーバーといたしまして、防災・交通対策と空き家対策ということで総務課、ダム対策の職員合わせまして組織をしているところでございます。

令和7年度におきましては、介護施設の具体的な整備場所や施設の種類、誰が運営するかなど、村内の介護事業所と事業方針について協議を重ねてきたところでございます。これまで協議してきた内容につきましても、年が明けまして1月下旬に、

住みよい村づくり推進協議会を開催をいたしまして、委員の皆様方から御意見と御協議をいただくこととしておるところです。

その後、議会への説明や地元の説明をさせていただきまして、年度内には事業の方針と事業箇所を決定する予定といたしております。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、御答弁をいただきました。年度内にですねその方向性と整備箇所を決定するという答弁でございましたが、本村はですねもちろん言うまでもなく高齢化が進んでいる村でございます。健康で長生きすることは誰もが臨まれていることでございますけれども、一方、年齢を重ねていけばですねやはり身体、どうしても無理が出てくる方もおられると思います。そういう中で、このような施設はですね将来、五木村に私も必要であろうかなとは思っております。

今、年度内にですね方向性が決まるということであれば、令和8年度の予算については何かしらかのそういう予算的なものを考えておられるのかお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

この事業方針が決定しましたならば、設計に係る予算のほうを当初予算に計上をさせていただく予定としております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、令和8年度に向けてはですね予算計上を考えておられるという御答弁でございました。また、年明けに、また皆さんといろいろ協議したいということでございますので、これからいろんな協議に参加できればと思います。

次に行きます。高齢者笑顔支援事業です。こちらは令和7年度の新規事業ということでございます。高齢者が安心できるよう、今年度支援金を給付するという計画内容でございますけれども、対象の世帯数とですね、給付をされたのであれば、村民の皆さんの対象者の反応状況についてお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

高齢者笑顔支援金につきましては、物価高騰等による経済負担を軽減するため、老後の生活を笑顔で安心して過ごすことができるよう、給付金を給付することにより高齢者を支援する仕組みとしてスタートしたものでございます。75歳以上の高齢者1人につき、年額2万円を給付し、全体では313名の方に給付を行ったところでございます。支出額につきましては626万円となっております。五木村社会福祉振興基金を財源として充てているところでございます。

対象者の反応といたしましては、物価高騰が続いている中、特に年金暮らしのお年寄りにとっては大変ありがたいという御意見をいただいているところでございます。夏場におけるエアコンの使用控えや、物価高騰による経済対策としても、年金生活を送る高齢者にとっては非常に効果的な支援策として受け止めておりまして、高齢者福祉増進の上でも充実した制度設計として、今後も引き続き支援を行っていく必要があると考えておるところでございます。

支給期間につきましては、支給額の見直しも含めまして、議会の皆様の御意見を伺いながら、社会情勢等を見極め継続をしていく方針でございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、担当課長から答弁があったわけですが、75歳以上の方で、今年度は313人に支給したということでございます。

今、反応についても課長のほうからありました。私も、対象者の方からですね非常にいい支援だったという話は私も聞いております。また、今ありましたように、次年度も継続したいということでもありますので、ぜひですね高齢者が安心できるようなこの制度あたりは引き続き取り組んでいただきたいと思います。

次、行きます。五木村のモデル林整備事業及び活用事業についてでございます。歩道の整備、東屋、展望所、枝打ち等を実施と、またモニターツアー、ニーズ調査等の実施ということにありますけれども、現在のまずは実施状況についてお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まずは、現在の実施状況ということですが。こちらの事業につきましては、令和3年度から大通峠付近の1カ所は純村有林を活用して、もう1カ所は国有林とゆうゆうの森協定という協定をしました分収林を会場に、整備を行っております。

まずは森林整備ですけれども、両箇所、利用間伐を行っております。また、国有林等の分収林につきましては、ヒノキでございますので枝打ちをして、まずは景観的なものを整備させていただいておるところでございます。

また、活用につきます整備につきましては、間伐材を搬出した道路を活用した遊歩道の整備であったり、周知看板・案内看板、またベンチや山小屋などの整備を行って利用者の活用に向けた状況整備、環境整備を行っておるところでございます。

また、この森林の活用につきましては、林業また森林の啓発を目的としましたモニターツアーや研修会、観光や子どもたちの参加型モニターツアーなどを行って

るところでございます。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、担当課長から答弁がございました。いろいろ計画どおりに実施をやっておると、今年度、その状況だということであります。

私もですね本村は基幹産業が林業ということで、ハード事業ももちろん必要でございますけども、このようなソフト事業も合わせて取り組んでいく必要はあろうかと思えます。

また、モニターツアーとかですね、特に林業になじみがない方とか林業に関心がある方などがですね五木の大通り峠ということでございますけども、そういう会場で環境の効果とか、山の必要性だとかそういうものを周知するのは必要だと思います。

この事業については、また次年度以降も取り組まれるのか伺います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今後、この事業につきましては、ハード整備につきましては現在行っているモニターツアー等での必要なもの、不足するものがないか、もう一回検証させていただきたいというのと、この地域、周辺にあります公園等の状況も踏まえて検討していきたいと思えます。

また、活用につきましては、引き続き活用していきたいと思えますし、子どもさんたち、都会から来ていただいて林業、森林を知っていただきたいというもののモニターツアーについては、行政的な関わりが必要であろうと思えますので、今後も引き続き行っていきたいと思えます。

また、併せまして、周辺に端海野キャンプ場や白滝公園などありますので、そういったものと連携しながらの観光ツアーにつきましては、なるべく商品化にならないか、こういったものを検討していきたいと思えますので、今後も引き続き活用していきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今ありましたように、今後も引き続き取り組んでいくということでございます。また、今言われたようにですね観光あたりとも連携をいただいて取り組んでもらえればと思えます。

次にですね、林業担い手外国人受入実証事業についてでございます。担い手確保対策として、外国人、技能実習生受入に対する実証の実施とありますけども、現在の実施状況について伺います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

この事業につきましては、林業の担い手対策の1つとしまして、地域の担い手づくりはもちろんですけれども、外国の方々に来ていただいて林業が実際担い手として対応できるかということ、昨年度から行っております。昨年度におきましては、林業活性化協議会の皆様と協議をし、また、村内にございます外国人の管理等を行っておりますGMPさんとの協議などを行ってですね人材の発掘、また母国での研修を行いまして、今年の7月に入国されております。

現在はですね活性化協議会の2カ所の事業所を対象にですね研修を行っていただいております、2名の方、現在何ったところですけども、もちろん事業所の方々にはかなりまじめだということで、好評でございます。また、管理いただいている会社の方もですね、いろんなサポートをしていただいております、その中でも交流とかそういったことも進んで行っているということで、他の研修生との交流会とかスポーツであったりそういったことにも参加しているということで、いまのところ、五木村内で問題なく、仕事だけでなく生活の面でも行っているのかなとは思っておりますので、今後、さらに五木に慣れていただければ、この事業が有意義に進むものと思います。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今現在ですね2名の方が今年度、この事業を受けて村内に來られて林業に携わっておられるということでありまして。先ほどからもいろいろなほかの議員さんからもありましたけども、どの産業もですね人手不足と、そういう中で特に村の基幹産業の林業の担い手確保は本当、重要であろうと思います。担い手の確保に仕方はいろいろありますけども、あらゆる可能性をですね模索する必要がある中で、また、こういう外国の方あたりの林業の担い手の確保ということ、次年度以降も考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

この事業につきましては林業での研修制度、特に2年目以降を技能検定を受けましてですね在留資格を得るという制度が昨年からは始まりましたので、まだ、他地域でもなかなか行われていないものと思います。

来年、8年2月に、まず技能検定試験がございますので、こういったものを頑張ってもらって、できれば3年間でこの事業が意義あるものかどうか、この2名の方で一応検証を行うこととしております。3年間活動いただき、その後はその状況に応じて次のことを検討していきたいと思っておりますし、さらに事業体としてですねこのような活動が必要であるということであれば、また村のほうも検討していきたい

と思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 一人でもですね多くの担い手の確保、それにつながるような取組をしていただければと思います。

次に、Jークレジット販売促進事業についてです。今年度取得したクレジット販売を促進するというふうに計画がなされておりますが、その実施状況について伺います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

この事業につきましては、現在取得しておりますのは五木村の村有林を活用したJークレジットの計画での吸収量を登録させていただいております。昨年度6年度です。一応登録のほうは終わりました、3万600トン余りの登録を行っております。これにつきまして、昨年度、実際に販売が可能な認証につきましては4,270トンを昨年度認証いただきまして、令和7年度にこちらを販売可能ということで登録を終わらせているところであります。また、販売につきましては、今年の5月、熊本県知事、また文京区長様との三者協定を行いまして、文京区のほうに毎年500トンの8年間、4,000トン販売するという協定を行わせていただいております。

そのほかにもですねいろんな企業を通しまして販売協定を結んで販売促進を行おうということでもいろいろ現在相談を受けたり、販売の推進は行っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今、担当課長から御説明がありました。現在の状況ですね、認証を受けたものが4,270トンと、令和7年度、東京文京区と今年度は500トンの販売につながったということで、その他にもいろいろ今年度やっているということでもあります。

Jークレジットというのが国の政策の中で取組がなされているわけですが、本村ですね、森林面積が94%ということで、このクレジットの販売は非常に村のですね林業の振興の貴重な財源ともなり得る制度かなと思っております。ぜひ、これは林業の村としてですね、この取組を拡大していただければなというふうに思っております。来年度以降もですねこの取組のほうを強化いただければと思います。

次に行きます。マンホールトイレ設置事業についてでございます。今回、実施計画書のほうにですね頭地地区3基、宮園地区3基と、設置計画がありますけれども、現在の実施状況についてお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、マンホールトイレというものについて若干御説明したいと思います。これは国土交通省が推奨したりガイドラインもありますが、まず、設置ですけれど条件としては五木村では下水道が整備していないと付けられないということで、1点には宮園地区ですね、頭地地区、2地域しか設置できないというのがあります。私も自ら宮園地区のどういうところにマンホール、後から申しますが、これは通称マンホールとっておりますけども、宮園地区についてはですね避難所の近くということで大分見てさるきました、宮園体育館のトイレの近くにマンホールというか汚水枡が何箇所もあります、それに設置できないか。直径が30センチほどのマンホール蓋がありますので、それは外して取り付ける。それから、頭地地区についてもちょっと見て回りました。頭地地区は東小体育館が避難所でありまして、ここにも汚水枡がございます。ただですね、20センチ弱、測ったら直径が18センチぐらいしかありませんでした。これで取り付けがどうなのかなという感じは思っております。

いずれにしろ、これは振興計画に乗せる、乗せないの話でなくて大事なものですので、災害時にですね、振興計画に上げない、いずれにしろ設置に向けていきたいと思っております。ただ、まだ購入はしていませんが、購入したらですね実際に取り付けがされるか。先ほど宮園3基、頭地3基と申しましたけども、まずは1基だけ買って、本当に付けられるかの確認をやって、次々に増やしていこうかなと思えます。

繰り返しになりますけれども、まず、1基だけ早めに購入してですね取り付けが可能か。取り付けに際しても、もし地域の防災訓練とかございましたら、住民の方にも参加いただいて取り付けの練習とかできればいいかなとは思っているところです。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今回の答弁の中でですね、現在はまだ購入していないと、今後購入する上でそれぞれ1基あたりを購入できればという回答のようだったかと思えます。

今、課長からありましたように、これは振興計画うんぬんかんぬん以前にですね、やはり防災力としてですね必要な、災害時にトイレは必要なものでございます。いかにですねトイレ的なものがあるかというものが避難所生活でも必ず出てまいりますので、こういうものについてはですね早めに、いつ災害が起きるかわかりませんので、早めに設置のほうを検討していただきたいというふうに思います。

次に、防災士の養成事業ということで県主催の防災塾受講料、登録料の補助とい

うのが実施計画に上がっておりますけれども、現在の実施状況についてお願いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

防災士でございますけれども、現在の実施状況ということで、現在、総務課から受けてもらうような手はずは取っていないのが現状ではございます。理由はですね役場で行ったんですが、自主防災組織づくりのときに県から講師に3回ぐらい来ていただきましたが、そのときに防災士の話もしてもらいました。ただ、区長さんが主体でしたが、反応がちょっと薄かったと申しますか、新たにですね区長さん方にも声かけをしたいと思っております。

ちょっと長くなりますが、マスコミ報道とかですね御存じかもしれませんが、政府も来年の11月ぐらいには防災庁を全国に2カ所ぐらいつくりますという話が出ております、これは昨日のニュースでも出ておりましたけれども。それを加味した場合、これは私の推測だけでございますけれども、各市町村にもそういう特化した防災の、いわゆる課とか防災係の配置をなさいますとか出てくるんじゃないかなと、少ない職員の中で本当にできるのかはわかりませんが、そういうようなのが出てくるんじゃないかなと思っております。

そこでですね、もちろん一般の人にも呼びかけはしていきますが、若い世代でもいいと思います、職員にもですね受けてもらうような段取り。これは個人の防災士という資格になりますので、半分ぐらい助成して、もちろん一般の人でもですね、これが受講が三日間にわたるんですが、テキスト代とか試験料、あとは防災士の登録料を合わせまして1万2,000円ぐらにかかりますので、その半分ぐらいを助成して、まずはですね職員メインで資格を取りたくないかということをお願いしながら、まずは職員が取っていく。そんな感じで進めたいとは思っております。だから、これも先ほどのマンホールトイレじゃないですけども、ですね必要なこと、アピールしていくためには、災害のときに防災士という資格を持っていると住民の方にいろいろアピールもできますので、そういうふうにはまず受ける人を探して受けてもらうという段取り。先ほどのマンホールトイレじゃないですけど必要なものではありませんので、振興計画に関係なく、毎年こういうふうには防災士を増やせていけたらと思っております。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 今ありましたように、振興計画とは別にですね防災士というもの、また災害対策として取り組んでいく必要があるというお話でございます。ただ、今年度については防災士の取組ができていないというお話で、次年度以降、これからこういう形で進めたいというお話でありました。

今ありましたようにですね村民の皆さん、また役場の職員の皆さんもでしょうけど、こういう制度があって、こういう災害対応をするですね資格といいますか、防災士、これをですねもう少し皆さんにですね周知をお願いして、ぜひ1名でも2名でも資格を村民の中からですね取っていただけるような取組に、こちらのほうを進めていただければと思います。

次にまいります。今後のですね事務執行体制についてでございます。新たな五木村振興計画の各年度のですね実施計画を着実に進めることが非常に重要であると思っております。

その中で、行政事務に携わる職員の体制づくりも併せて、私は重要なことと思っております。特に令和8年度以降、教育関係ではですね義務教育学校の開校、また産業振興といろんな計画が実施計画のほうには上がっておりますが、今後のですね役場における執行体制の整備ですね、職員の体制整備、これは今、国や県からの支援もいただいておりますけども、そちらも含めてですね今後の村長の所見を伺いたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、豊永議員のほうから大きく新たな五木村振興計画の4つの大きな柱をもとにですね、いろいろ各課長から今の実行状況、また、これからについての思いを聞いていただきまして大変感謝しているところであります。

議員御案内のとおり、今回の新たな五木村振興計画については、令和5年に国・県・村で五木村の振興に確認をいたしまして、それから令和6年、今年が令和7年度に入ってまいりまして、今3年目を迎えているところであります。特に五木村の振興等については村民の皆さん、また議会の皆様ともそうでありますけども、まだまだ五木村の再建、基盤づくりには後れを取っておるということでもありますので、振興については待たなしという認識の下で、この三者がいろんな事業等を毎年計画しているところであります。

特にこれからの5年間、令和5年度から向こう5年間については、短期集中的にいろいろ事業をやろうということで、先ほど義務教育学校もそうでありますけども、いろんな施設、また、いろんな盛り土、またいろんな大きなハード事業等もですね、この5年間に集中をして早く安定した五木村をつくりたいということで取り組んでいるところであります。

そういう中で役場内のいろんな事務執行体制等については、基礎需要財政額と申しますか、それについては今の人口規模でいえば大体14億かそれぐらいの予算規模が通常かと思っておりますけども、今回の補正予算等を見ていただきまして、可決をいた

だきますと、規模的には42億の規模になってまいります。これは隣の山江村さんが、今48億ぐらいの一般財政規模でありますので、災害等も含めて非常にうちの職員についてはいろんな負担があろうというふうに思っております。これについて、今、県のほうから人的支援ということで7名の方が来ていただいております。また、国においては1名来ていただいております、国・県合わせて今8名ということと、あと、県においては振興の相談室等も開設いただいて、いろんな五木村振興に対しての住民の方の意見等を常に聞いていく立場で協力をいただいているところであります。特に、これからの計画等についてはしっかりこれを現実のものにするということで、絵に描いた餅ではいけませんので、これをやるには、本当に執行体制が一番重要かと思っておりますので、今後についても国・県についてはしっかり支援をお願いをしながら、また私ども職員についてもしっかりいろんな勉強をしながら、そういう思いを持って執行に当たるようにということで気を引き締めてまいりたいというふうに思っているところであります。

とにかく、これから大事な時期に入っておりますので、議会の皆さんのいろんな御指導もいただきながら、私ども執行体制もしっかり整えていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） ただいま村長から答弁がございました。今後、国・県ですの支援もふくめて、以後、職員の執行体制を図っていくということでございます。

本当、義務教育学校でもですね新たな校舎を建設という事務作業も実際出てまいります。数億円かかるかと思えますけども、そういう事務作業もですね今のぎりぎりの中では非常に厳しいかなと思えますので、ぜひ国・県の支援をいただきながらですね執行体制をしっかり取っていただきまして、五木村振興計画がですね前に進みますよう取り組んでいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、豊永議員の一般質問を終わります。

次に、6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、議長の許可が出ましたので、私も通告をいたしました質問をしたいと思えます。よろしく願いします。

私はひかり輝く五木村振興の中の1番でございますが、新たな時代を見据えた安心・安全を確保する生活の基盤の整備ということで、これはインフラストラクチャーといいますか、略してインフラですけども、水道施設、ぽつ4がありますが、若干被るところもございまして質問が一緒になるところがございましてかもしれませんが、御答弁よろしく願いします。

まず、水道施設の整備、改修、維持についてということでございますが、村内の各地から毎年のように水源地の問題、また、それについての要望、また、老朽化をした水道管施設の問題、また五木村特有ではないかもしれませんが、高齢化がかなり進んだ水道管理などの問題、これらの生活に密着をいたした課題について、村としてどのような対策、また解決に向けた実行に移していくのか、まず村長に質問したいと思います。どのように考えているのかちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、議員御指摘の、特に水道施設のいろいろな維持、また改修、整備等についてはですねいろいろ村内各地で毎年座談会で回っておりますけれども、そういう中でも一番多い要望は水道施設の話が出てまいります。そしてまた、同時に地区からの要望等もですね今年も出てきておりますので、施設の老朽化が進んでいるということは私どもも実感しております。

それともう1つは、やはり、先ほどからありますように集落が高齢化してまいりまして、今までは地区の共助ということで皆さん集まっているような水道施設の管理等に当たっていただいておりますけれども、なかなかそれもですねかなわないという地区も出てきましたので、そういうものを踏まえて、令和3年には簡易給水施設の老朽化の診断をやっておりまして、それに基づいて、今、順位付けをして順次計画を立ててやっているところでありますけれども、いろんな災害等があったときに、やはり緊急を要するところについてはですねしっかりその計画とは別に対応していくという、今措置をとっているところであります。

そういうものを踏まえて、大事な生活インフラの水道、電気、道路というのはございますので、そういうものをしっかり村としてもこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） いろいろ過去からずいぶんこういう話を私も何遍もした思いがございます。また、施設改修とかいろいろなことに関すれば多額の予算、財源が必要となってきます。財源の、いわゆる国にお願いをすとか、五木村振興の関連で県にもこういう事情というのは、五木特有の事情ではないかもわかりませんが、こういう人口減少になった、こういういわゆる今までの五木村の問題からすればかなり、本当に急速に人口が減ったということで、若い人たちがいない。管理問題で本当に御苦勞はされております。

また、村長が村内いろいろ調査をなされたということでございますが、調査後の対策、検討ですね、また、どういう計画がなされ、優先順位とかいろいろ等々ござ

いまいしょうけども、また、その中には1ぼつで言った要望もかなり多うございます。こういうことを踏まえてどういう計画をされているのか、課長にお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

地区の水道につきまして、どういう計画、改修計画があるのかという御質問でございますけども、先ほど村長も申しました、地区の簡易水道の老朽化診断というのを実施しました、これは令和3年度でございますけども、村内23カ所ということで実施した結果ですね、一応改修順位というものがペーパーで私が持っているところですけども、まずは概算工事費というところで約1億5,000万、23カ所改修するならばですねかかるという結果にはなっております。

耐用年数、コンクリートの場合は40年、電気系統、急速濾過器については15年という耐用年数がございますけども、それを越えている地区の水道もございまして、そういうのも含めたところの改修順位というのをしたところでございますが、今現在やっておるのがですね、それよりも災害で水源地が被災したという箇所、また、水が出ないというところを優先的にやっておるところでございます。これにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたひかり輝く五木村振興計画の令和7年度、46ページですね、そちらのほうに書いてございます取組、令和7年度の取組はこのところでございます。ここを優先的にやっているとございますけども、これが終わり次第、老朽化診断調査で出てきた優先順位に沿って改修していくところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） そういう実情と申しますか、それは私もある程度わかっているつもりでございます。いろいろな老朽化したとかいろいろまた災害でもそういう案件が出てきたとか、また水源地の問題とかいろいろあるかもしれませんが、それ以外に不可抗力によるバルブとかの破損、また浄水施設の破損とか水道管の破損による漏水とか、また頭地地区では簡易水道ですけども、池の鶴の橋のところが漏水したとか、宮園の漏水とかいろいろ、また五木もこんな広うございますので、いろいろ施設があると思います。また、五木は特異な地域で、かなり点在して、本当に1軒のために家の方が水源地から水をパイプで引いてというところもあることだと思いますが、そういうところのいろいろな破損とかそういうときの、もしそういう破損とか破裂とかいろいろ、冬場になってきますので、そのような体制をどのように、そして、これは素早くしてもらわないと今から凍結とかいろいろ案件が出てくるかと思っておりますので、その体制を、多分すぐやられるとは思いますが、どういうふうに対処するのかお伺いします、課長。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

いわゆる水道の事故、いわゆる断水とかですね破損により水が止まったというようなことだと思います。もちろん今までそういう経験がございまして、休みであろうと職員が出てですね現場のほうに赴いて、またそれを補修できる業者も連絡を取ってお願いして対応しているところがございますけども、もちろん地区の水道以外、先ほど言いました、五木村でも1人で住んでおられて1人で水を引っ張っているという方もいらっしゃると思います。水がどうにかならないかという相談も受けているところで、そちらのほうにも職員と業者で行く体制は取っておるところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） そういういろいろな事情、また実際そういうことで水の供給を自前でしている方々もいらっしゃいます。また、課長いわれましたように、村内には水道の事業者、水道を修理するような事業者が多分いないと思いますが、これがやっぱりよそに発注したり、いろいろそういう段取り上を、やっぱり時間的にいろいろかかるとお思いますので、そのへんは臨機応変に素早く対応・対処をしていただきたいなと思っております。

また、全般ですが、水道管理をする上で、水源地ももちろんですが、水が出なかった、またいろいろ探すことだと思いますが、また、取水施設の規模が小さかったり、そこに土砂が入り込んだり、いろいろな事情があると思います。それをいろいろ管理上の地区で管理する上で管理用の道路ですね、それを併せていろいろ要望が出ていると思います。そういうときにはすぐしますよというのはなかなかできませんので、そういうところもある程度は計画性を持ったことが必要だと思いますが、どうお考えですか、課長。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

地区の水道において水源地、水口ですね、そちらに管理に行くと、おっしゃられましたとおり、皆さん元気で徒歩で山道を通して管理しているところでしたが、今現在、高齢化の問題でなかなか管理が厳しいと、どうにか軽トラでもですね行く道がないかという御相談もございまして、現在、梶原地区のほうではですね管理用道路ということで、もちろん新しく施設をつくる上での濾過器を運ぶ上での道も必要ということで道は入れたところがございます。

また、濾過器もですね、先ほど管理の問題で砂洗いだったというところを、今度は砂洗いが大変だということで砂洗い作業が省略できる急速濾過器ですね、そちらのほうも設置するというので、含めてセットです。ね今回、梶原地区のほうは今

やっているとありますが、今後ますますそういうところ、御要望が出てくると思います。御要望にももちろん添ってやりたいところですが、財源の問題というところで、財源につきましては町村会を通じてですね地区の簡易水道、昔、山村振興事業でつくったところですが、こちらの改修費用等も含めてそういう状況も含めて補助ができないかという相談もやったところですが、今は改修の工事はないということで振興基金のほうを財源に充ててやっているとありますが、この財源の続く限り、地区のそういった、なんとか管理しやすい施設をつくるように財源も見ながら検討していきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） なかなか今のは私もよくわかります。

簡易水道はですね毎年、一般財源から繰り入れておりますが、私が申し上げたいいろいろな各地域のこともある程度将来を見据えた、また村民の健康とかいろいろな福祉関係に必ず水というのは必要不可欠でございます。また、いろいろなことが問題があるかもしれませんが、これも計画的に住民の方々の要望に応えられるように取り組んでほしいなと思っております。

それではですね2番目の防災力強化、消防団の機動力の強化、また自主防災組織の自助・共助・公助の取組ということでございまして、昨日、村長も、これは村長には答弁ないわけですが、消防団が県の防災航空隊と訓練をしたということも御紹介になっておられます。それで、消防団というのは五木村、また、この地域の防災力の中核として欠くことのできない重要な組織でございます。現在、消防団の定数は、例規集を見た場合に30名とありますが、機能別消防団員の状況も含めて、現状と対策を伺いたいということでございますが、130名というのをちょっと前に村長に質問のときにしたと私は記憶しておりますが、定数のいろいろなことをまた改めて見直すということを村長は答弁で言われておりますが、今の現在の消防団の数、また機能別消防団員の定数、その数をまず伺います。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、団員の数ということで、今年4月1日現在になりますが、基本団員が65名、機能別団員が7名ということで計72名になっております。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） かなり差が毎年、毎年開いてくるわけですが、実際65名が団員、機能別で7名で計72名。今、昨今メディアいろいろなことで皆さんも御承知かと思いますが、いろんな火災というのは多様化をしたり、いろいろな本当に資機材の向

上もしておりますが、やはり人の数が最終的にはいろいろな機材を運搬するとか、道路があればよろしいんですけども、そういうのがかなりしわ寄せ的に消防団員の皆さんに御苦勞をかけると思います。また、72名でもし山林火災とかいろいろあった場合にはいろいろな応援があると思いますが、県の防災ヘリ、消防ヘリでございますけれども、いろいろ山林火災、テレビなんか見たらあれは本当異様な光景でございます。これを踏まえて、この数で多分、これで満足ということはあり得ないと思いますが、じゃあ五木村の消防団の次の姿というのを、人員とかを含めて、また、これの現状維持というのは必ず諮っていただきたいなと思いますが、そのあたり、ちょっと難しい質問ですがよろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

今、議員いわれたとおり、山林火災についてはですね最近だと神奈川県でも群馬県でも起こっているようです。つい最近、大分の佐賀関なんか大変な火災になっています。

体制づくりというか現状、定員は130人で、機能別団員を含めて72名と。これをプラス30で100名ぐらいにはちょっと現実的に無理でございますが。今、分団長会議でもですね議論と申しますか、現在、2部制をつくっております。4個分団編成なんですけど、本部分団、1分団、それから2分団の1部・2部、3分団の1部・2部ということで、これをですね前に戻したらどうかと、2部制ではなくて。ただですね、例えば議員の地元でいいますと竹の川に分団がありますが、団員は1名でございます。それを考えると、定数もしかりですけども、大きな山林火災があったらやっぱりほかの自衛隊とか消防署ですね、の応援をしなければいけないかなと思っております。

定員だけを考えればですね団員数が少なくなる中で喫緊は、先ほど言った2部制をまた元に戻すとかはできないかもしれませんが、やっぱり考える時期じゃないかなと思っております。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） いろいろ工夫をしてやられた結果が今の現状だと思います。また、何遍も言いますが、定員数が130名で60名という半分で、これでいいのか悪いのかというのは私も、私が消防団に58歳まで入っておりました。やはり消防団員の年齢も多分ちょっと上がっているのかどうかと思いますが、消防団員の処遇待遇はかなり、我々が三十数年前入ったときよりも大分改善されてはきていると思います。今後の状況というか展望について伺いたいということでございますが、いろいろ処遇を改善して、これでも入らないということは多分消防団員に該当する年

齢の方々が少ないというのがそういう事情だと思いますが、再度聞きますが、どうもなるのかというのが1つと、自衛隊とかいろいろな応援隊を迎え入れるに当たって消防ですね、防災拠点づくりというのを私は前から言っておりますが、そういうところの整備というのも必要ではないかと考えております。これは課長に質問するよりもと思いますが、課長は、まず最初のところで、また再度になりますが、どういう今考えを持っておられるのか、もう一回伺います。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

先ほど申したとおり消防団の体制、2部制を元に戻すとかそういうふうな考えを持っております。また、消防団員の処遇とかはありますが、令和4年度からだったかと思いますが、議員おっしゃるとおり私たちが若い頃消防団員で、出動費が1回当たり1,800円でした。今は1日当たり8,000円です、半日で4,000円というふうになってきております。そういった面からは処遇的には昔より改善はしている。ただ、やっぱり少子高齢化で団員が入らないという面もあります。

今後の展望とは申しませんが、分団長会議でもこういう8,000円になりますよといったものの、基本的にはボランティアで、これで生活するわけではないので、いろんな意見も出たところでもあります。これはちなみの話なんです、先週12月5日におでかけ知事室があったんですが、そのときの質問にもですね、いわゆる来年、出初め式もありますけど、小型ポンプ操法、これをどうにかならないかと、重荷になっているみたいです。これは昔から聞いております、そういうのはなくしたらどうかみたいな、そういう話は昔から聞いております。その中でですね2年前から、来年になりますが、郡体があります、県体もありますけど、小型ポンプのところですね、これも2年前から年に一度ですので、2年前は本部分団、その次は1分団と、競争じゃなくて輪番制にする。ちょっと言い方はおかしいですけど、待遇の1つ、消防団に入ってください、残ってくださいの対策にはならないと思いますが、そういった面の改善はしておるところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） いろいろ試行錯誤といいますか、いろいろやられたり、今回も操法大会の予算も計上予定をされておりますが、それでも、それがハードルが高い、致し方ないといえばそれで終わりますが、これをどうにかせんといかんとというのが、3番の自主防災組織、共助の立ち上げ、立ち上げられておりますが、それを基盤にした地域ごと、集落ごと、いろいろ多分集落の人たちも高齢化になっておると思います。訓練の計画とかいろいろ活字には書いておりますが、これを何か予算のハードルをちょっと下げたような訓練、日常的なそういうことの構築というのはできな

いのか、また、それに興味を持たれるような施策なんかできないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

自主防災組織につきましてはですね村長も前々から立ち上げろ、立ち上げろといっておられます。現状を語りますとですね、行政区単位でございますけれども、25集落ほどございます。過去3回、熊本県の防災機関から招聘して講演会とか、実際に勉強会とかもとって自主防災組織のいわゆる計画書をつくりました。

ただですね、先ほど25カ所と申しましたけども、22カ所のところは計画書を出していただいています。完全な計画書作成に至ってはですね11カ所、いろんな段階がありますけれども完成しているのは1カ所に留まっているところでございます。

先ほど申しました、地区で小規模な訓練とかということではありましたが、前、自主防災の勉強会をするときに、ある区長さんがですね集落単位では無理であると、東西南北、分館があります、そういう組織でないちょっと無理じゃないかなという話を私にされたことがあります。そういった観点から、またいろいろ考えていかなければいけないのかなと思っているところです。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、現状をちょっと御披露くださいましたが、これが現実かなと思えばですね共助というのかなり地域、また集落もかなり減って、そういうような動作をするのにかなりちょっときついなというのがよくわかります。

それで、一番最初に、自助・共助・公助、今、共助の部分だと思いますが、自助ですね、これを一人一人がやはりそういう思いが若干なければ、これが実働に、もしあったときに、災害というか小規模な火事とかそういうときに実践的な力になると思います。それで自助ですけども、五木村には防災行政無線もございます。また、いろいろな情報を発信する、また1つはですねラジオが五木管内は、特にAMが12月1日からFMワイドに移行して、なかなかAMを、昔は聞かれたところも今は余り聞こえないというのが現状だと思います。そういう情報の発信というのも防災無線だけではなく、そういうところにももうちょっと目を向けた、そういう初期的なことにつながるような、災害のときにもつながるような情報の発信ということも考えておかなければいけないなと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

以前、6番議員さんからの防災センターとかできないか、そのときも私もそれは賛成はしております。別の機会に答弁はしたんですが、自助・共助の観点から避難

所がですね今は5カ所ですけれども、警報とか出た場合は二人体制で5カ所に10人が取られるので、先ほど言われた防災無線だけではなくてタブレットでお知らせすることができます。最初に言いたかったのが、職員が迎えに行くと。今、気象庁もですね警報も出しますよというのが役場のほうに入ってきますので、その前にわかりますので、まだアプリとか入れてませんが、避難したい人がボタンを押すと、そこに職員が迎えに行き、防災センターじゃないんですけどそういう拠点に連れてこれないかなという気持ちは持っております。

それと防災のお知らせですけど、私も常々職員に言っているんですが、防災無線というのは、夜7時半ですね通行止めのお知らせをしても、私も一緒ですけど忘れてしまうんですね。その知らせ合いを活用するように常々言っておりますので、防災関係の知らせ合いでぼんぼん出していき、そんな感じを今のところ考えているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） これこそ、あらゆる工夫、手を使っているということだと思いますが、ここでやっぱり何かできないかというのが、先ほど言いましたが、4番目で、10年ほど前でちょっと記憶がございませんが、火災報知器の設置が義務づけられております。そのときに消防団ですか、いろいろ村内各地に斡旋をして設置をしたという経緯がございます。

昨今、火災報知器が電池切れで雑音というかアラームというか鳴って眠れないというような苦情が何件か私は聞きました。そこで電池を交換すると本体よりも高い値段がするということで、これは前期の川辺議員もこの質問をされております。これは村が全戸で設置をしたらどうかということをやられたと私は理解しておりますが、このことに関して早く報知器で知らせる、それこそ本当の初期的な消化につながるという意味では、この機器を村内全域に無償というか1,000円とか若干、そこは財源がかかりますので、そういうお考えはないのか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

先ほど議員言われたとおり、去年12月に別の議員さんからその話が出て、私のほうもかなり遡って、以前の話ですが調べました。その当時の資料が全く見当たらずにですね歴代消防署員にいろいろ聞いたらですね平成20年頃だったそうです。それがですね役場で発注だけしてお金は出さずに、取り付けたい人がお金を払う。消防団が付けてくれたそうです。去年の分団長会議で各分団長にできますかと、ちょっと難色を示されました。やっぱり普段仕事をされていると土日とか夜というのは無理という理由もあります、それは私たちも一緒ですけども、あります。

それからですねいろいろ調べてシルバー人材センター、先ほど高齢者の75歳以上の、あれでもシルバー人材センターが買って取り付けまでやってくれるという回答をいただいております。ただ、その宣伝をやっていません。というのが、今度はそれが村内からばんとシルバーに行くと、今度はシルバーがどうしても対応ができない。総務課にも電話がかかってきました、ピーピー音が鳴るということで、そのときはシルバーを紹介したり。あと、北分署も対応してくれるという話でございました。一番気にしているのが、本当はばっと区長会でお知らせしたいんですが、対応がどうなのかというところが一番心配で、役場にですねそういう現象が起きるというのを連絡もらえば、随時紹介。最近は余りございません、電池切れの連絡はですね。そのたびにはその方には教えております。シルバーでは対応できますよということはいいただいております。

それと、役場で無料でというのは今のところはちょっと考えてはいません。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、課長は村ではそこまでは考えていませんということですが、これは義務化されているんですよね。ということはやっぱり各個人負担になるということは、今の物価高騰、燃料の高騰で、またそういう更新時期が来て機器を交換しなくてはいけないとか、また、消防団の方々に依頼前提の話をしたときに、かなり重圧があったとかなかったとか、仕事それ以上にはしきらんということだと思いますが、これは村とすればやはり火災報知器があったなら大事にならないということも多分あるとは思いますが、そういうときに本当に非常に残念だなということが私は感じられます。そこを前向きに検討をしていただくようお願いしかありませんが、よろしくをお願いします。

また、防災関連で今年の7月22日、前議会の反省会としてですね一応、五木村の安心・安全の構築ということで前議会の反省というか新体制、今の我々ですが、それに望むということでインフラの整備で水道、また消防関係で防災拠点の整備ということを前回話しております。防災拠点というのは、課長もさっき言われましたように、五木村の防災センターをどうのこうのということでございますが、災害発生時には防災活動の拠点となるそういう施設や場所、また平常時には研修とか訓練とかいろいろなイベントとか、また憩いの場所になるということを書いてあることがあります。また、災害時には避難所、避難地の整備、救護、救助活動の核となるということも使われておりますので、最後に村長にちょっと振りますが、そういうことを考えられないのか。また、今回の予算で、よその自治体でございますが避難所づくり、避難地づくり、交流施設整備というのがよその町村でやられております。これは村長、どういうことか、どういうとらえられるか、また、五木村に防災セン

ターなるべくものできないものできないのか、ちょっと最後にお伺いしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、防災力強化と消防団、それも含めて自主防災組織のということで御質問をいただいております、ありがとうございます。今言われた、拠点となる防災センターなりについてはですね、これは従前、村の振興等の中では何回か話には上がってきております。そういうものも必要というふうに最近認識はしておりますので、そういうのは協議をしていきたいとは思っております。

その中で、今話に出ておりました自主防災組織の、今25地区、五木にはございますけども、その中の活動等についてはですね割と若い人がいたり、人数が多かったりという地区については地区単位で、自治区単位でやっておられますけども、特に周辺部に行ったときは高齢者の方が多い地区も当然ありますので、三者三様でそれぞれの地区でやり方は違うというふうに思っております。その中でやはり災害等が、台風にしる大雨にしる、今非常に気象庁のほうもデータが詳しく出ますので、いえば、その中では各集落のタイムラインをしっかりとつくっていただいて、こういう予報が出たら、まずはみんなで避難しましょう、そのときには隣に声を掛けていきましょうとか、そういうやり方もあろうと思っております。皆さんでいろんな取組をやる中では最低限その取組をやっていただければですね事前予知の判断の中で早めに避難をしていただくとか、また消防団の活動についてもありますけど、とにかく、いざ火災等が発生したときには、まずは常備消防の人吉下球磨消防組合がまず第一に通報を受けて発信します。その後消防団の非常備消防については後方支援に回りまして、いろんな水源の確保とかいろんな中継をして水を届けるというのが主な業務になっておりますので、消防団が今六十何名になってきておりますけども、そういうものについてもですねこれからいろんな各事業所の理解がないと、なかなか職員を、人捜しにしても消火活動にうちの社員を送れませんというところも縛りもあるように聞いておりますので、そういうのを御理解をいただきながら、当然、本人の方にもですね地域をみんなで守るという視点の中で参加していただければというふうに思っておりますので、全体的な村の防災の、いけば底上げのソフトの部分かと思っておりますので、これはまた区長さん方にもいろんなお願いをして、まずは自分の命は基本的には自分で守っていくというのが原点になりますので、その支援と一緒に村は地域と一緒に考えていきましょうというのがスタートかと思っておりますので、自主防災組織も含めて消防団いろいろまた取り組ませていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 本当に五木村は小さな、高齢化ということでいろいろな区長会とか企業とかにそういうことを多分丁寧にそういうことが可能になるように、やっぱりですけども、村長のリーダーシップが一番肝要だと思いますので、先頭になって一生懸命頑張ってくださいのように、また五木村の村民が安心・安全で高度な生活水準というか、今もそうですけども、それに一步でも二歩でも近づけるように頑張ってくださいなと思ひまして私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（早田吉臣君） これで、6番、中村俊也議員の一般質問を終わります。

次は、私、早田の一般質問の順番であります。私は一議員として一般質問を行うため、地方自治法第105条の規定に準じ、議長席を離れます。つきましては、地方自治法第106条第1項の規定に基づき副議長に議長の職務の代行をお願いいたします。

田山副議長、議長席にお着き願います。

ここで、暫時休憩いたします。14時40分までお願いします。

-----○-----

休憩 午後2時29分

再開 午後2時39分

-----○-----

○副議長（田山淳士君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

ただいまより、議長に代わりまして、私、副議長の田山が職務を行います。

これより、早田議員の一般質問を許可します。8番、早田議員。

○8番（早田吉臣君） 今、議長の許可を得ましたので、これから本日最後の一般質問となりますので、通告に従い行っていきたくと思います。

今回、私は2点について質問を通告しております。1点目が令和8年度予算の基本方針について、2点目がコンパクトシティ構想についてであります。簡潔明瞭に質問いたしますので、答弁も簡潔明瞭に行っていただきたいと思ひます。

それでは、まず、令和7年もあと20日余りとなりました。政府でも、今年度補正予算も審議入りして来年度予算に向けての議論も始まりつつあります。木下村長は、令和8年度予算の編成に当たり、どのように役場職員に御自身の基本方針を示されようとしているのか、まずはお伺いしたいと思ひます。

○副議長（田山淳士君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

令和8年度の予算編成の基本方針についてということで、そのお伺いでありませう。

今、いろいろ各課においては予算編成の基本方針を提示しまして、それによって今、予算組を各課においてやっていただいているという状況であります。それについて、今月末に1回目のヒアリングを行うという段取り、そういうスケジュールになっているところでもあります。その中身でありますけども、基本的には令和7年度の一般会計当初予算の基本方針に準じるということになっておりまして、改めて申し上げますけども、令和6年7月に策定しましたひかり輝く新たな五木村振興計画の着実な実現に向けて、村の課題である人口減少、少子高齢化に起因する地域コミュニティの再構築と産業育成を図り、地域振興と暮らし改革、子ども子育て移住定住を押し進める予算編成を行うこと。特に編成に当たっては、4項目を重点的に検討することとしておりまして、この4項目、これは令和7年度もそうでありますけども、4番目が若干変わっております。まず、1番目に、雇用の場の確保と移住・定住に資する施策。2番目に、子ども・子育て、高齢者の総合サポートと村民の健康づくりに資する施策。3番目に、地場産業と将来を担う人材育成に資する施策。4番目に、流水型ダムに関わる、事前は振興再建に資する施策と掲げておりましたけども、今回は流水型ダムに関わる新たな振興・再建に資する施策ということで、新たな振興というのを追加いたしました。これについては、令和8年度に、国においてはいろんな盛り土箇所、平場の造成、いろんなものが始まってこようかと思っております。それに向けての水没の利活用、いろんなものが始まってきますので、それに向けて各課でいろんな振興についての総合的な判断をし、施策を展開しろということですので、大きくはこの4点について、今予算編成が行われているというふうに思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 今、村長から4つの項目が基本方針として示されております。雇用の創出、子ども・子育て、振興、それから最後が流水ダムに関わる新たな振興の計画を指示していきたいということなんですが、新たな五木村振興計画が策定され、実施に向けても徐々に進められておりますが、その中で8年度ですね一番重要視されている、村長がこれだけはやっておきたいというものがありましたら、その4項目の中でもいいですから、示していただきたいと思いますが、長期と短期とあると思いますが、そのへんのところをお答えをお願いします。

○副議長（田山淳士君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

この4つの大きな、いえば大きな柱の中からですねそれぞれの各課で展開をしているわけではありますが、その中で、どういうものについて、いえば強弱をですね予算的に付けていくかというお話かと思っておりますけども、これは4項目すべてです

ね村にとっては非常に大事な話でありますので、特にこれから各課の予算要求のヒアリングを行ってまいりまして、具体的にとりまとめていくこととなりますけれども、その中で基本的には限られた、やはり予算の範囲内で行いますので、真に振興につながる事業、それとまた、予算措置の中のいろんな検証を行いまして、従来の、例えば政策体系の見直しや拡充、また、新たな事業の展開などをしっかり精査をしながら予算付けをしていきたいということでありまして、今、具体的に各課がこれまでの事業等の反省も踏まえて、これから先の展開を含めて組み立てをやっておりますので、そういうものをしっかり精査した上で予算付けはしていきたいというふうに思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 予算付けをそういうふうにやっていきたいということなんですが、私は、今一番課題に思っているのはやっぱり学校ですね、学校の運営、本当に児童・生徒の数が一桁になっております、これが一番喫緊の課題だと思いますので、やはり雇用の創出と、やはりいかに移住者、もしくはこちらにどうにかして住んでもらう人の確保ですね、これを重要視していると思うんですよ。そのへんのところ、村長はどう考えておられるのか。先ほど、雇用の確保と子育てというのがあったんですが、そのへんの8年度に向けての政策をお願いしたいと思います。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、人口減少等がですね五木村の基本的な大きな課題になってきているというのは、先ほどの私の予算編成の中でも申し上げましたけれども、それについての対策ということで、いろんな対策があらうかと思っております。これは産業育成にしても、若い人の起業家にしても、それとまたあと交流人口のですね促進とか、また今回、林業大学の拡充もですねしっかり令和8年度には姿が見えてきますので、それとあと義務教育学校等の授業がスタートしますと、これによって、現在の東小学校の空き校舎の利活用も始まってきますので、そういう中で例えばスモールg7サミットでいろんな小規模自治体の取組の例を挙げますと、四国の大川村においては山村留学、子どもさんのですね、小学生・中学生で山村留学をやったり、また、各地域においての未来留学、高校生をやはり呼んで地元で勉強してもらおうと、そういうものについてはいろんな寮的な施設が必要になってくるということになっておりますので、今回は東小の空き校舎もですねそういう視点を持っていろんな活用に入っていけばというふうに思っておりますので、そういういろんな教育の面と、普通の産業育成の中での起業家、また、いろんな協力隊も来ておりますので、全体をもって底上げをですねやっていけるような政策展開をやっていきたいというふうに思っ

おりますので、これについては令和8年度当初予算の審議の中でしっかり議会の皆さんとは協議をしていきたいというふうに思っております。

その中で1点、令和8年度の議会との協議の中でのですね村のほうからの考えでありますけども、今までは、従来、全員協議会等でいろんな予算審議をさせていただいておりますけども、その場には課長がすべてほとんど答弁をしておりますので、今回からですね各課ごとに上がっていただいて、係長も含めてですねしっかり議員の皆さんと政策については議論をしていただきたいというふうに思っておりますので、やはり、これから村の施政、五木村が進む姿を、いけば、うちの職員もですね皆さんがすべてが共有をしていくという形で、係長以下上がっていただいて、いろんな議会の皆様との予算審議については見ていただいて意見を述べていただくという形の中で令和8年度は臨んでいきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 今、村長が予算編成の前に、事前にですね全員協議会の場とかそういったところで事前に協議をされておりますが、今回は課長だけでなく担当の係長、職員がですね、詳しい担当がいますので、その人も含めて議会と議論を交わりたいということですのでしっかりとそのへんはやっていただきたいと思ひます。

予算配分、強弱ですね、やはりどれかを、やはりこれだけは重点的にやりたいと村長が思っているのがあったらですね、できれば示していただきたいと思ひますけど、先ほど子育てのことと産業振興と言われましたが、具体的にですね政策があれば示していただきたいと思ひます。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えをします。

この中でとにかく力を入れてやっていくものは何かという御質問かと思ひますけども、とにかく現状維持についてはですね、やはり高齢者の率が増えてきておりますのでしっかりとした高齢者支援はですね現実の問題としてやっていきたいということであります。それと、子ども子育てについては、議会の皆様の理解をいただきまして、大きく拡充しておりますので、そういうものについてもいろんな保護者、またいろんなですね意見を伺いながら拡充できるものは拡充していきたいというふうに思っております。

そして、あともう1つは、若い人たちが、今いろんな事業所で働いたり起業家をしている人もおりますけども、そういう人たちはこれから将来に向けてどういうものを自分たちで思いを持ちながら、村の事業所でしっかりと頑張っているかということもですね、今、商工会の皆様とも話して、また林業事業体とも話して、

来年の1月には各事業所、また各産業界集まって、いろんな意見交換、新春の集いでもやろうかということで、全産業集まってですね、学校の校長先生も入りますけども、そういう中でいろんなものについて意見をいただいて、しっかりしたものを村民を上げて共有をしながら前に進めていけるような予算組みをしていきたいというふうに思っておりますので、議会の皆様の立場としてもいろんな御意見を賜ればというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（田山淳士君） 8番、早田議員。

○8番（早田吉臣君） 今後議論していくということなんですが、今回の補正予算ですね、先ほど村長は言われましたが、商工会の次世代を担う補正をやっております。いわゆる、こういったのも本来であれば使ってほしい予算でありましたが、都合によりこういったふうになったんですが、やはりそういったものをきちんと確保してですね、それを実行に移せる。本当は移してほしかったのだが、できなかったと、その事情をですねしっかり聞いていただいて、次には、ぜひ使っていただきたいと思っておりますので、そのへんの対応策はできているのかどうか伺っておきたいと思えます。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えします。

今、特に次世代の支援についてですね、今回は繰り越しの話になってきましたけども、2者の方が手を挙げられて、それが実際実行に移すときにいろんな事業体の御都合もあったり、それを形にするときのいろんな商品の納入とかいろんな課題があったように聞いておりますので、これについては令和8年度にしっかりやっていただくということになろうかと思えます。

そういうのも含めて、先ほど高齢者の支援等についてもうちはやっておりますけども、これは球磨郡、また熊本県内を見てもですね非常に手厚い、これは五木村独特の支援の方法かと思っております。これについては、先ほども議論にありましたような林業の益金も入れたりですね、それとあと、いろんな交付金もありますけども、とにかく恒久財源をしっかり村としてはつくりながら、これをいろんな将来に向けて形をつくる大事な年代に入って行くというふうに思っておりますので、国・県・村三者の合意のもとでは進めていきますけども、村は村としてしっかり将来に続くような産業振興も含めて恒久財源をつくっていくという視点を持って予算編成に入りたいというふうに思っております。

○副議長（田山淳士君） 8番、早田議員。

○8番（早田吉臣君） 次世代のことにしましてはそういうことなんですが、商工会とかで事業承継のことでかなり他の町村でやっております。村と事業者と商工会をつな

いであることなのですが、そういった事業承継のですね計画などはあるのかどうかお尋ねしておきたいと思います。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えします。

事業承継についてはですね、今、自治体と商工会、あと金融機関三者です。いろいろな協定を結んで各自治体やっております、先日も五木の商工会の会長と事務局のほうに役場に訪問いただいて、事業承継の協定をいつかできればというお話もいただきましたので、それについてはしっかり金融機関も入れて協定を結ばせていただいて、その中でこれから人口減少に伴うところの今までやってきた事業をですね、これは村外、県外に向けてそういう継承者を募集していくのは大事になってきますので、その協定についてはしっかりやっていきたいというふうに思います。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 新たな五木村振興計画は、村にとって持続可能な村づくりに欠かせない計画であり、熊本県、国が協力し、必要な計画でありますので、予算の確保には議会も協力を惜しまないと考えていると思いますが、予算の編成には議論が必要不可欠であります。

そこで、役場庁内で村民との生活の安心・安全のために住民の意見をですね聞く機会があるのかどうか。先ほど、若者とはちょっと話をしたり、また新春の集いでそういう意見を伺いたいという意見でしたが、その場をつくるのかどうかも伺っておきたいと思います。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えします。

振興計画の令和8年度のいろんな計画についてはですね、今、令和7年度のいろんな事業の反省等も踏まえて、これから8年度に向かって、今、国・県・村でいろんな調整が行われております。それについて、いろんな事業所、またいろんな各グループ、団体から要望が来ておりますけども、それについては改めて何か場を設けるかということでもありますけども、なかなかですねその場を設けるという時間的にですねちょっと難しいかと思っております。

年度内に、例えば令和7年、来年の3月までにはですね三者の確認式をやればということで国・県は調整に入っておりますので、その中で事業精査をした中で、今年の座談会で回ったときにですねいろんな各地区から意見をいただいております。令和7年度の事業に乗らないこともですねいろいろな御意見をいただいておりますので、そういうものについては令和8年度の事業にそれを乗せて、また座談会で各地区を回って、いろんな御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、

その中でいろんなお知らせのやり方、また各事業所へのお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 以上で、令和8年度予算編成についての質問は終えたいと思います。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。2点目は、コンパクトシティ構想についてであります。以前、村長は私の一般質問の答弁の中で、将来、コンパクトシティ構想も検討していきたいと発言されておりますが、その後、検討されてきたのか、まず伺っておきたいと思います。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

確か6月の議会だったと思いますけども、早田議員のほうからですねそういう御質問をいただいたということで議事録に残っております。それを確認させていただきましたけども、その中で、私もですねコンパクトシティ、また、もう1つはスマートシティというお話があったかと思っておりますけども、それについては検討していきたいという話をしております。その中で、そのときも申し上げましたけども、従前に、各集落が高齢化し、いろんな人が減っていく中で集落再編はどうかという話も何年か前にあったというふうに考えております。それに基づいて、役場のほうでアンケートをしたときがあったと思うんですけども、なかなかですね、やはり、高齢化してもやっぱりその土地に住んで、その土地で暮らしたいと方が多い中ですね、そしてまた、例えば頭地周辺に集まっていたきたいといったときには、頭地に行くなれば村外の子どものさんのところに行ったり、いろんな施設に行ったり、そこを考えますという答えが確か多かったように思っております。それで、今、新たな五木村振興計画の中ではですね2つの地域を居住して、寒いときにはこちらに来ていただいて、また季節がよくなったらそういうところに行ってという2地域の居住をですねやったらどうかということも乗せておりますので、そういうものを踏まえて各地域の住民の方の理解がないとですね、これはなかなか前に進めるというふうにはいきませんので、そういう場で提案をしながら、将来的にそういう集落再編も含めていろんなやり方はあるかと思っておりますけども、そういうときにコンパクトシティということの発想の中で、どういう施設をどれだけ集約して、その中でどうやって住民の暮らしの形をつくるかというのをですね、当然、今の段階から検討をするべきであるというふうに思っておりますので、それはそれとして検討を進めているというところでございます。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 課題はやはりコンパクトシティ構想の中には出てくると思います。さすがに、村長が言われましたが、各地域に住んでいる人はなかなかその地域から離れたくないという気持ちを持っておられて、やはり、家の側に畑があって、自給自足ではありませんが、自分の食べ物は自分でつくって生活していきたいという考えもありますので、そのへんの構想はいろんな考えでなかなか強制的にはできないと思いますが、グランドデザイン協議会の中ではですねこういった協議があったのかどうかですね、そのへんのところをもう一度伺っておきたいと思います。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

東地区のグランドデザイン協議会、ずっと協議をいただいて、今年提案書をいただいております。それをもとに、村としてグランドデザインをつくっていくという作業に入っておりますけども、その中でコンパクトシティについての提案、具体的なものはなかったように思っております。特に、これからのいろんな現状変化の中の盛り土の位置とか、先ほどあった水没地区のいろんな施設についての提案とか、これから暮らしにおいてのいろんな広場の利活用的な提案はありましたけども、具体的なコンパクトシティという題名とその具体的な事例もなかったように思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 具体的にはなかったということなのですが、平場の造成についてはですね、これはいろんな利活用が出てくると思うんですが、空き家対策とかそういう後のことで、今度は移転してこられる方もおられるかもしれません。そのときのインフラ整備も必要になってくると思います。

空き家対策で、土地としてですね、先ほど村長が言われた地域の住宅ですね、そういうものも平場の造成のときに考えておられるか伺っておきたいと思います。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答え申し上げます。

これからいろいろな形で平場の造成を国のほうにもお願いをして、それが形に見えてこようかと思っております。その中で、そういうものの利活用についてですねどういふものを住宅地、いろんな工業用地とか、あと農地とかいろいろあるかと思っておりますけども、そういうものについてはですね、例えば農業の関わりの方から農地がほしいという要望もございますので、林業関係の方は貯木場なり、いろんな話もありまして、ましては企業誘致は企業誘致で私のほうも今動いておりますので、いろんなものの平場をですね1つの場所的なものもあろうかと思っておりますので、そこに合った、地域に近いところをですね、なかなか音とかいろんな騒音が

あったら困るといふところもあろうかと思っておりますので、そういうものも平場の造成と一緒にですね取捨選択をやりながらやっていきたいというふうに思っておりますし、それによって空き家対策については一般質問等でもちょっと話が出ておりましたけども、それについては、今、五木全体のいろんな空き家の対策を進めながら、また、こちらのほうの広場のほうにですね住宅誘致が足りないということであればですね、住宅をどこかにつくっていくということになろうかと思っておりますので、それはこれから平場の造成の進み具合と一緒に検討していきたいというふうに思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 空き家対策の他の市町村の現状というか、それを見ると、建て替えたところ300万のところ600万になったりとかということが現実っております。そういうことを考えると、集落再編みたいな形でもってきて、その空き家を撤去した場合に、こちらの平場のほうに持ってきてコンパクトシティ構想の中に充てるようなことも考えられると思うんですが、そういったときのかさ上げで補助金を出すとか、そういった考えは空き家対策の中で考えられないのか伺っておきたいと思っております。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えします。

いろんな資料をですね課のほうから議員の皆様にも提供しておりますけども、その中で県内の町村のいろんな補助のやり方の在り方も一覧で載っておったと思っておりますけども、特に住宅の建て替え等については300万、近隣の村でもありましたけども、また、市内のほうでは600万とかですね、これは基本的には住宅を、例えば災害の中で建て替えたなら、それも一緒にやりましょうということで空き家対策としてやっておられますけども、村として、またそういう事案がですね、こちらのほうに家を建てたいとか、平場の上にそういうものをつくって、向こうは解体したいとか、そういう個別具体的な話も出てこようかと思っておりますので、それについてはそういう案件があるときに、当然、そこには五木村の木材利用も進めておりますので、そういうものをしっかり使っていただくようないろんな体系をつくってですね、それぞれにしっかりつくってもらおうと。

そういう中でどれだけの補助をしてやるかというのは、これはまたいろいろと議会の皆さんと協議をさせていただいて、そういう事業に合わせたものをしていければというふうに思っておりますので、そういうお話がもし出てくるようであればですね、それは検討していきたいというふうに思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 最後の質問になりますけど、頭地の下水処理場ですね、ここの移転も私は平場の中に入れてほしいと思うんですが、そのへんの考えはどうなっているのかですね。今の現在の処理場がキャパが大きくてちょっと無駄が出ているということで、できたら下の中学校とかに今汚水ポンプで上げていますので、できたら下のほうにつくってポンプが必要じゃないようなこともしっかりやっておきたいと思うんですが、そのへんの考えをうかがっておきます。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下丈二君） お答えします。

頭地の下水処理場についてはですね従来から五木村の新たな振興の話になったときに、これについては国のほうにも十分話はさせていただいております。また、村からの国への要望の項目の中にも入れておりますので、とにかく五木の一番入り口のところにですね、優良地の中に下水処理場があるというのはこれは土地の利活用から申し上げても、大変残念なことでありますので、あの経緯が、早田議員御存じのとおり、代替地ができて、まだ下に学校とかですね下水処理場がないときに住宅がずっとできてきたということで、あそこに処理場ができた。今はいびつになりまして、学校からポンプで上げてですね管につないでいるということで、2年ぐらい前にはポンプが壊れましてですねなかなか上げないということで大変な思いがあったわけですが、今回はやっとならですね下のほうにも空き地があるようにしておりますので、そちらのほうに設置をいただいて、流下式はそちらに持っていくというのが一番理想かと思っておりますので、それともう1点併せれば、うちの水道関係のですねいろんなものについては技術的な支援をするということで国のほうから回答をいただいております。代替地のの上のですね膜ろ過でありますけども、まず水が濁ったときに大変だという話もありますので、そういうものの技術的な支援もですね併せてお願いをするということで、国のほうには協議を進めておりますので、そういうものはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） インフラの整備についてですね村民の移動手段、例えばコミュニティバスの運用についてもあると思うんですが、先日の6番議員の質疑の答弁にありましたが、令和8年度に施行運用を行いたいということでした。先週5日の日にですねおでかけ知事室の中で意見交換会の中でですねライドシェアについて知事から答弁がありました。ライドシェアは普通の住民が同じ目的地に行くのに500円とか1,000円とか燃料代を少しいただいて、同じところに行くということなんですが、そういう考えがあれば、知事は支援をしていきたい、また特区にも手を挙げていきたいという話でありましたが、そのところ、村長はどう受け止められました

か。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

先日の知事との意見交換会の中で、知事のほうからもそういうライドシェアの話もありました。それは交通体系の話の中でありましたけども、実際、球磨郡では水上村さんがライドシェアの確か運用をやっているというふうに私のほうでは確認をしておりますけども、うちの中ですね、もしそれをやるということになってきますと、当然、集落、集落の中にやはり運転できるような方がいるということは条件になってきますので、また、こちらから迎えに行くとというのはまたちょっといろんな手間がかかってきますので、そういう人材がいるかどうか併せてですね、私どもが今言っておりますのは、総務課のほうで検討しておりますように、村内全域の交通体系の見直しというのを今やろうということで、今回も産交バスの支援金ということで1,300万程度上げておりますけども、これは毎年上昇してきております。これについて、やはり住民の皆さんの足の確保、移動の確保と、あと五木分校がありますので生徒さん方の足の確保、移動の確保、それと、あとどうしてもですね、それはそれで終わってしまいますので、それを今度は観光を結びつけてですね観光的なもので料金をいただいているような観光産業につなげていくという発想の三者をですねしっかり結びつけた交通体系の構築が必要というふうに思っておりますので、村内の移動については、知事に言っていたいただきましたライドシェアもあろうかと思えますけど、デマンドのタクシーもあろうかと思えます。そういうものも、今回、令和8年度に入ったらいろんなものをつくりたててですね実証等もやって、令和9年度には本格的な運用にいけるよというということで、今検討しておりますので、その折々に議会の皆様にもいろんな提案をし、いろんな御意見をいただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） それでは、ライドシェアについては村長は導入するのは検討していくという段階でよろしいでしょうか。もう一度伺います。

○副議長（田山淳士君） 村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

ライドシェアについてはですね検討、それ導入に向けての検討の選択も一つであるという認識でございます。

○副議長（田山淳士君） 早田議員。

○8番（早田吉臣君） 以上で私の一般質問を終わりたいと思います。令和8年度はすべての五木村民の安心・安全な年になりますように祈りまして私の一般質問を終わ

りたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（田山淳士君） これで、早田議員の一般質問を終わります。

これをもちまして議長の職務代行を解きます。議長と交代しますので、暫時休憩いたします。しばらくお待ちください。

-----○-----

休憩 午後 3 時 09 分

再開 午後 3 時 33 分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 2 討論

○議長（早田吉臣君） 日程第 2 討論を行います。

議案第 52 号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第 54 号の討論を終わります。

続きまして、議案第 55 号の討論を行います。討論ございませんか。3 番、西村議員。

○3 番（西村久徳君） さっき休憩のときに申し上げましたように、討論をさせていただきます。これは証拠が残るために申し上げますので、御理解をいただきたいと思っています。

この 55 号の旧二中校舎解体工事ですけれども、当初予算 600 万、今度追加が 400 万、合計 1,000 万ということでございますが、この 1,000 万は公共施設整備基金から繰り入れて解体するというのでございます。これについてはですね 1 年もせんうちに物価が上がったとかそんな上がるはずはないと私は不審に思っております。道が狭いから費用がかかる。道が狭いことは見積もりのときにわかっておるはずで、昔から狭かったです。しかし、上の方の解体したときも、それで活用したわけでは、できないことはないわけです。

それから、400万の追加の中ではですね今申し上げましたように道路が狭いとか、あるいはアスベストが出て追加が出てきたと、それからダイオキシンが出てきたと。これはわかっておるはずですね、あったということは。どこの業者が、見積書が本当は出てこないといかん。それを出てこずに、ただ一括して400万追加で1,000万ということ。誰しもが盲というといかんですけれども、計算ということに言葉的にはなるわけです。そういう行政であってはいけないから、議会はチェック機能を持った議会でなければならないということは研修会でもたびたび言われております。ですから、私はあえてこういった倍に近い増額が半年間の間に出てくる、そして調査漏れが出てきたということは行政の怠慢であると言わざるを得ないわけです。

ですから、私はこれについてはですねもう少し真剣に担当行政はやってほしい。あまりこれについては賛成をしかねます。以上です。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時37分

再開 午後 3 時37分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

原案に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第55号の討論を終わります。

議案第56号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第56号の討論を終わります。

次に、議案第57号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第58号の討論を終わります。

次に、議案第59号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第59号の討論を終わります。

次に、議案第60号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第60号の討論を終わります。
議案に対する討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

日程第3 採決

○議長（早田吉臣君） 日程第3 議案の採決を行います。

議案第52号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（早田吉臣君） 起立多数であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第57号は原案のとおり

可決されました。

次に、議案第58号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣について

○議長（早田吉臣君） 日程第4 議員派遣について、議題とします。

お手元に配付しております議員派遣については、このように決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付してありますとおり決定しました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査について

○議長（早田吉臣君） 日程第5 閉会中の継続審査・調査について、議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の継続審査・調査について申出がっておりますので、一括してお諮りします。申出のとおり、閉会中において審査・調査することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中において審査・調査することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件はすべて終了しました。したがって、本

日閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和7年第4回五木村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時43分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

五木村議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五木村議会会議録
令和7年第4回定例会

令和7年12月発行

発行人 五木村議会議長 早田吉臣

編集人 五木村議会事務局長 木野徹也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
五木村議会事務局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7

電話(0966)37-2211

# 資 料